

## 第2回 亀山市地域福祉計画推進委員会事項書

日時：平成28年12月12日（月）午後1時から

場所：亀山市総合保健福祉センター 2階 研修室

- 1 あいさつ
- 2 委員長及び副委員長の選出について
- 3 亀山市地域福祉計画の評価について
- 4 アンケート調査について
- 5 団体ヒアリングについて
- 6 その他

## 亀山市地域福祉計画推進委員会委員名簿

平成28年度

	氏 名	要綱第3条第2項	所 属
1	かわむら くみこ子 川 村 久美子	第1号該当 公募委員	
2	ふわ ため かず和 不 破 爲 和	第1号該当 公募委員	
3	まき た かつ よし義 蒔 田 勝 義	第2号該当 学識経験者	
4	あか し すみ こ子 明 石 澄 子	第3号該当 社会福祉に関する地 域活動団体	亀山市ボランティア連絡協議会長
5	さ の みつ え枝 佐 野 満 枝	第3号該当 社会福祉に関する地 域活動団体	亀山市民生委員児童委員会協議会連 合会長
6	すず き とし かず一 鈴 木 壽 一	第3号該当 社会福祉に関する地 域活動団体	亀山市地域まちづくり協議会連絡会 議 会長
7	ふる かわ てつ や也 古 川 鉄 也	第4号該当 社会福祉協議会の職 員	亀山市社会福祉協議会 常務理事 兼 事務局長
8	さくま としお夫 佐久間 利夫	第5号該当 市職員	亀山市健康福祉部長
9	こま たに みどり 駒 谷 みどり	第5号該当 市職員	亀山市健康福祉部 長寿健康づくり室長

※推進委員会は、委員10名以内で組織する。

※事務局 健康福祉部地域福祉室

※男女の割合 4/9

○亀山市地域福祉計画推進委員会要綱

平成24年3月27日

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく亀山市地域福祉計画に定める施策(以下「施策」という。)の推進に資するため、亀山市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、施策の進捗管理、評価及び検証を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉に関する地域活動団体に属する者
- (4) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の職員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 亀山市地域福祉計画（施策の内容と行政の取組）

### 【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり （1）福祉意識の向上

施策の内容	行政の取組
市民一人ひとりが福祉に関心を持つとともに家庭における福祉意識の啓発を行います。	1 地域でのあいさつ運動を一層、普及啓発します。 3 地域の子どもに対して、さまざまな福祉体験機会を提供し、福祉に対する意識・関心を高めます。
身近な生活課題を把握するために、日頃から助け合う近所づきあいを進めるとともに、さまざまな交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、外国人に対する理解を深めます。	5 外国人と日本人との相互理解の向上と交流を図ることにより、多文化共生に係る意識の醸成に努めます。
地域住民が協力し合える地域をつくるよう、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てます。	7 だれもが相手の立場に立って考えることができるよう、学校教育や社会教育における福祉教育を推進します。
地域における助け合い活動の基礎的な組織である地区コミュニティや自治会などの地域組織の活動を通して、地域での助け合いの意識の醸成に努めます。	2 地区コミュニティや自治会などが行う、子どもたちや高齢者などとの世代間交流を通し、福祉の心の育成を図れるよう支援します。
市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざし、障がいのある人となない人との間の「心の壁」を取除く「心のバリアフリー」を進めます。	4 学習や啓発を通じて、家庭や地域における男女共同参画の実践を推進するとともに、安心して仕事と家庭を両立できる環境の整備に努めます。 6 地区コミュニティや自治会、学校、社会福祉協議会、地域の事業者などとの連携により、各種啓発活動や人権教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、障がいの特性、高齢者の不自由さなどの理解を深め、心のバリアフリーを促進します。 8 障がいのある人、ない人がともに暮らすことができる共生社会（インクルーシブな社会）の実現のため、その理念の普及と啓発を図ります。

### 【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり （2）健康づくり・生きがいづくり

施策の内容	行政の取組
市民の健康づくりに対する意識をより高め、主体的な健康づくり活動を促進するため、健康に関する意識が地域に広がり、健康文化として一人ひとりに根付いていく仕組みを構築します。	1 地域での健康づくり活動を根付かせるための鍵となる人材を育成するため、リーダー育成健康教室を充実します。 2 健康文化のまちづくりを進めることにより、食育や健康づくりに取り組む市民を支えられる地域社会をめざします。 3 市民の自発的な活動に対して、健康づくりの場の提供や組織運営に対する支援などを行います。 4 地域の組織が中心となったコミュニティでの健康づくり活動などを支援します。
すべての市民がいつまでも元気でいられるよう、市民同士の交流や活動の機会を通して、心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。	5 福祉委員会が取組んでいる高齢者の生きがいづくりや健康の増進等を中心とした福祉サービス活動の支援を行います。 6 地区コミュニティセンターやふれあいいきいきサロン、子育てサロン活動を拠点として、健康づくり活動や介護予防生きがいづくり活動を推進します。 7 高齢者の就労を通じた生きがいづくりを支援できるよう、亀山市シルバー人材センターへの支援を行い、高齢者に対する就労の場の確保に努めます。 8 障がいのある人の経済的自立や社会参加を促進するため、労働、福祉関係機関や事業所などと連携を強化し、就労機会の拡大に努めます。 9 高齢者の社会参加や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を通じた生きがいづくり、健康増進等を進めるとともに、高齢者同士の地域での見守りや支え合いを進めるため、老人クラブ活動を支援します。 10 子どもから高齢者まで、地域の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「総合型地域スポーツクラブ」などの地域が主体的に取組むスポーツ活動を支援します。

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり (3)地域福祉の担い手の育成

施策の内容	行政の取組
学校での福祉教育を充実し、地域福祉の担い手となる人材を育成します。	2 学校などにおける福祉教育などを通して、将来、地域福祉を推進する人材を育てる教育を充実します。
地域の声を反映できる体制づくりを進めるため、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとした地域福祉を推進するリーダーとなる担い手を発掘し、育成します。	1 関連機関、団体と連携して、福祉活動リーダーや実践者を育成するための講座や研修会などの開催を推進します。 3 社会福祉協議会と連携して、福祉委員会の設置を支援します。またふれあいいきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、社会福祉を推進する人材の発掘を行います。 4 地域での健康づくり活動を根付かせるための鍵となる人材を育成するため、リーダー育成健康教室を充実します。(再掲)

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり (4)ボランティア活動の推進

施策の内容	行政の取組
市民のボランティア精神を醸成していく中で、無理なく、自分がやれる範囲で参加することを普及啓発します。さらにボランティア活動へのきっかけづくりを行います。	1 「広報かめやま」やホームページなどにより、ボランティアなどに関する各種情報を提供します。 2 ボランティア・市民活動への参加が促進できるよう支援します。 3 団塊の世代の生きがいづくり、居場所づくりとして、定年退職した人が、地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりへの支援をします。
新しいライフスタイルを導き出し、生きがいづくりや社会参加を地域全体で考えます。さらに地域福祉活動へのニーズに対してボランティアとのコーディネートを行うなど、活動しやすい環境づくりを推進します。	4 ボランティア・市民活動団体との協働について、市のあらゆる部署での推進を図ります。 5 ボランティアポイント制度など、ボランティアのあり方を検討し、福祉関係事業所や社会福祉協議会等と連携しながら、地域でのボランティアが活発に行われる仕組みづくりを研究します。

【基本目標2】 安心してサービスを利用できる環境づくり (1)情報提供の充実

施策の内容	行政の取組
広報紙などによる情報提供を一層充実します。また、アパートなどの入居者をはじめ、地域のすべての世帯に福祉情報を提供します。	1 「広報かめやま」やインターネット、メディアを活用した情報提供を充実します。(再掲) 2 地域の身近な相談者である民生委員・児童委員や福祉委員の周知や各種相談窓口を広く紹介し、生活全般にわたるさまざまな相談ニーズに対応します。 4 市民団体からの申し込みにより、かめやま出前トークを実施し、わかりやすい情報提供を図ります。
制度の変化が著しい中で、身近な相談機関の周知を徹底するとともに、福祉に関する総合相談窓口を担う総合保健福祉センター「あいあい」において、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実に努めます。	3 地区コミュニティセンターやふれあいいきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、情報提供を行います。 5 サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体、事業者、医療機関などにも福祉情報を提供していきます。

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり (2)福祉サービスの向上と相談体制の充実

施策の内容	行政の取組
地域においては民生委員・児童委員や福祉委員の役割分担を明確にし、地域住民へ周知します。さらに民生委員・児童委員と緊密な連携協力を行うなど行政と地域が一体となった相談体制を充実します。	3 身近な相談者でもある民生委員・児童委員や福祉委員の周知や各種相談窓口を広く紹介し、生活全般に渡るさまざまな相談ニーズに対応します。(再掲) 5 子育てやDVなどに悩む人を対象に、家庭相談員・女性相談員が相談支援を行います。
自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅支援サービスの一層の充実や移動手段の確保、高齢者医療の充実、適切なサービスを利用できるための仕組みや環境づくりを行います。	1 高齢者が個々の状態に応じた支援を受けられるよう、地域包括センターを核として、保健・医療や地域との連携を強化しながら、地域包括ケアの充実を図ります。 2 総合保健福祉センター「あいあい」を核とした相談体制の強化を図ります。4 医師や専門の相談員による子どもの健全育成のための相談を行います。 6 健康な高齢者の健康づくりを推進し、介護予防につなげます。また、要介護となる恐れのある高齢者を把握するとともに、通所型介護予防事業(運動・栄養・口腔)などを行います。 7 ひとり親家庭やひとり暮らし高齢者などの要援護者に対する生活支援や訪問相談などを充実します。 8 地域医療再構築プランを実施し、地域医療の充実をめざします。 9 国の制度の適切な運用を図り、生活困窮者の支援を行います。

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり (3)権利擁護の充実

施策の内容	行政の取組
人権尊重に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携により、児童や高齢者などの虐待やDVの早期発見などの体制を強化します。	1 市民及び職員の人権尊重の意識づくりに努め、人権感覚を高めるとともに、子どもから高齢者まで人権教育を推進します。 4 地域包括支援センターを核として、高齢者や家族に関する総合的な相談・支援や高齢者の権利擁護・虐待の早期発見などを行います。 7 人権に関わる関係団体と連携を図り、人権意識を育む取組を横断的に推進します。 8 市民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を推進します。
成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの制度の周知を図るとともに、関係機関との積極的な情報交換を行い権利擁護の普及を促進します。	5 認知症高齢者や知的・精神障がいなどにより、日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理等に不安が生じた者に対し、地域福祉権利擁護事業の利用方法の周知など情報提供に努めます。 6 判断能力の低下した高齢者や障がいのある人の生活支援を図るため、成年後見制度の利用を支援します。
児童虐待やDV対応については、人権尊重に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、高齢者や障がい者、子どもの虐待やDVの早期発見・早期フォローの体制を強化します。	2 児童虐待防止に携わる関係機関及び地域住民などに対し、一層の啓発を行います。 3 児童虐待やDV対応については、人権尊重に配慮し慎重な取り扱いに努め、関係機関との連携により、早期発見、早期フォローの体制を強化します。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり (1)地域活動の充実

施策の内容	行政の取組
コミュニティ活動への参加を促進するとともに、地域行事などを通じて、交流の機会の充実を図ります。	1 亀山市まちづくり基本条例や亀山市協働の指針に基づき、市民の行政との協働を進めます。 2 自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会を通じて、自治会や地区コミュニティの活動を支援します。 4 「亀山市民ネット」や市民活動情報紙「市民活動ニュース」を作成及び配布し、市民活動の情報提供を図ります。
地域活動の盛んな地域をモデル地区として、その活動を他の地域に広めるなど、地域におけるネットワークの強化を図ります。	5 本市におけるコミュニティ・ビジネスの可能性を検討し、普及啓発につなげます。 6 地区コミュニティで、高齢者、障がい者等で援助を必要とする本人や家族に対し、地域で安心して生活できるよう、「小地域ネットワーク活動」を支援します。
地域福祉の推進役としての自治会、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする地域福祉活動者との連携を強化します。	3 民生委員・児童委員、福祉委員や交通指導員、防犯ボランティアなどとの連携を図り、要支援者、生活困窮者の発見や虐待の早期発見、見守り活動を推進していきます。 7 福祉委員制度を充実強化するため、市内全域で福祉委員会が設置できるよう支援します。(再掲)

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり (2)防災・防犯対策の充実

具体的な取組	行政の取組
地域に保管する災害時要援護者台帳により、万一の災害発生時に的確に支援を求めている人々を把握します。	2 自主防災組織連絡協議会を中心に、災害時における活動の迅速化及び組織の活性化を図るとともに、活動を支援します。 3 ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、要介護高齢者世帯など災害時要援護者の居場所を確認し、その情報を収集し、平常時からの見守りや災害時における支援などを図るため、災害時要援護者支援制度を充実します。
ひとり暮らし高齢者などの犯罪被害を防止するための取組を充実します。	4 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯活動団体による活動を支援します。
地域の住民団体やNPO、ボランティアの連携により、防災・防犯対策を充実します。	1 災害時における安全を確保するため、総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織(自治会など)による防災訓練を支援します。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり (3)助け合い・支え合い活動の充実

施策の内容	行政の取組
市民交流を今後も一層推進していくとともに、高齢者をはじめ地域住民が生きがいを持ち活動できる場を提供します。	1 園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子ども、障がいのある人の交流機会を拡充し、思いやりの気持ちを育みます。 2 市民の交流活動を促進するため、既存施設などを活用した活動拠点の確保・提供を図ります。 4 地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する子ども居場所づくりを進めます。 5 昼間、家庭に保護者がいない小学生が安心して過ごせる居場所として、学童保育所を充実します。 6 地域社会全体が子育て家庭に目を向け、「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもとに、地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源を活用して子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。 8 本市におけるコミュニティ・ビジネスの可能性を検討し、普及啓発につなげます。(再掲)
地域のつながりを基盤に、認知症高齢者や障がいのある人、高齢のひとり暮らし世帯や移動困難者、子育て世帯など、支援を必要とする人を地域で支えます。	7 認知症高齢者を家族だけでなく、地域全体で支える支援の仕組みを構築します。
本当に支援を必要としている孤立化した子育て家庭への支援を充実します。	3 ふれあいいきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者などが地域で孤立しないよう、活動を充実するための支援を行います。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり (4)関係機関との連携強化

施策の内容	行政の取組
社会福祉協議会の周知を図るとともに、地域で共に支え合うまちづくりの観点から、住民主体のネットワーク、並びに保健福祉・介護・医療機関のネットワークの一層の強化を図ります。	1 社会福祉協議会と連携し、サロン活動や福祉委員に関する活動の支援を行います。 2 各種活動団体の情報提供を充実することにより、活動団体間の連携強化を支援します。 3 地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源を活用して子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。(再掲) 4 自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会を通じて、自治会や地区コミュニティの活動を支援します。 5 あいあい祭など、各種活動団体の交流の場を提供します。 6 民生委員・児童委員など地域福祉の担い手の活動を支援します。 7 地域福祉の推進に向け、総合保健福祉センター「あいあい」を拠点に施策などの推進を図ります。



亀山市地域福祉計画(施策評価)

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり (1)福祉意識の向上

施策の内容	平成23～27年度の実施・成果	課題・改善点
<p>市民一人ひとりが福祉に関心を持つとともに家庭における福祉意識の啓発を行います。</p>	<p>・青少年育成市民会議の愛の運動(登下校時の見守り活動)や老人クラブ連合会の相互友愛活動など、日常でのあいさつや声かけ活動に取り組み、家庭・地域におけるふれあいを高めることができた。</p> <p>・家庭での福祉意識を高めるきっかけづくりの場として、総合保健福祉センターと医療センターを会場にあいあい祭りや、ヒューマンフェスタin亀山において、毎年ブース出展し、認知症及び高齢者・障がい者虐待に関する理解を市民に深めていただいた。</p>	<p>・地域でのあいさつ運動を普及することや、福祉に関する各種のイベントを実施することによって、一人ひとりが福祉に関心を持つよう取組を行ってきたが、家庭での福祉意識が更に高まるよう、継続して実施する必要がある。</p> <p>・声かけする対象者は、子どもや高齢者のみならず、障がい者や地域で孤立している方にも範囲を広げていく必要がある。</p> <p>・今後も各種イベントを通じて、福祉意識の向上につなげていく必要がある。</p>
<p>身近な生活課題を把握するために、日頃から助け合う近所づきあいを進めるとともに、さまざまな交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、外国人に対する理解を深めます。</p>	<p>・外国人住民への日本語教室の開催をはじめ、外国語版亀山ニュースの発行や携帯メールでの外国語版情報の発信、日本語ボランティア養成講座や、市職員向けのやさしい日本語講座の開催を実施し、外国人住民が日本語を理解し、外国人住民への情報発信・情報提供によって、日本の文化や制度、社会的な規範等の理解の促進が図られてきた。</p> <p>また、亀山市役所本庁や総合保健福祉センターでは、英語やポルトガル語の通訳を配置して、外国人の様々な相談に個別の対応ができています。</p> <p>・亀山市社会福祉協議会が推進している地区コミュニティでの小地域ネットワーク活動を通じて、小学生のひとり暮らし高齢者の訪問や、三世代交流会、敬老会、配食訪問など、地域の特色を生かした取組みにより福祉の心を育むことができた。</p>	<p>・本市の外国人住民の推移は、平成23年4月1日現在で2,038人(人口の4.1%)であったが、平成28年4月1日現在では1,568人(人口の3.2%)であり、減少傾向にあるものの、県内でも外国人住民の割合が高い状況にあり、特に布気町、和田町では外国人居住者が100人を越えている。生活習慣の違いから、ゴミ出しや昼夜逆転の生活など日常生活面での支障も発生することもあることから、地域での行事等に声かけをするなど、今後も外国人住民との共生の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>・小地域ネットワーク活動について、直接行政から地域に出向き、参加をすることができなかった。今後は、機会を捉えて事業を見学し、地区福祉委員会活動を理解し事業を促進していく必要がある。</p>
<p>地域住民が協力し合える地域をつくるよう、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てます。</p>	<p>・各小中学校で福祉体験活動を継続的に実施することにより、子ども達に地域福祉への意識・関心を持たせる機会を持つことができた。</p> <p>・平成27年1月に、認知症の人とその家族や地域住民の交流の場である認知症カフェ(毎月1回実施)を立ち上げ、認知症ケアの向上推進を図ることができた。</p>	<p>・児童生徒の実態に応じた体験活動を実施し、福祉に対する意識の醸成に努めていく必要がある。</p> <p>・市民アンケート(25年度)結果では、「近隣の人と日頃から助け合っている人」の割合は、計画策定(平成22年度)時に23%であったが、26.8%と3.8ポイント上昇した。なかでも高齢者は策定時と比較して地域とのつながりは高くなっているが、40歳未満では1割に満たない結果であったため、特にこれらの世代に対して福祉意識を育むように努める必要がある。</p> <p>・認知症の方がいる家族だけでなく、広く地域住民等が交流・相談できる場として広めていく必要がある。</p>
<p>地域における助け合い活動の基礎的な組織である地区コミュニティや自治会などの地域組織の活動を通して、地域での助け合いの意識の醸成に努めます。</p>	<p>・地区コミュニティ活動費補助金を交付することで、子どもと高齢者の世代間交流事業の展開や福祉委員の活動の支援を行い、地域住民の福祉の増進や地域の活性化につなげることができた。</p> <p>・小地域ネットワーク活動・地区福祉委員会活動では、三世代交流会や敬老会、高齢者訪問、配食サービス、サロン活動などをはじめ、地域の特性を生かした活動により福祉の心の醸成を図ることができた。</p>	<p>・平成28年5月に、市内全域で概ね小学校区に相当する範囲内において地域まちづくり協議会が設立された。地域課題の解決に取り組む自治組織であることから、この地域まちづくり協議会を中心に、地域の実状に合うよう地域の自主性を高めていく活動を支援していく必要がある。地域まちづくり協議会での福祉委員会の位置づけをはじめとして、自治会との地域福祉分野での協働や役割分担を明確にすることが必要である。</p>

<p>市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざし、障がいのある人とない人との間の「心の壁」を取除く「心のバリアフリー」を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・学校・地域が連携を図り、ヒューマンフェスタin亀山実行委員会を核として、様々な団体の交流・ふれあいの機会を作り、亀山市の各種啓発活動や人権教育の充実に努めた。</li> <li>・人権週間や障がい者週間などにおける市広報等による啓発をはじめ、総合保健福祉センターあいあいと亀山市社会福祉センターにおいて、三重県地域づくり支援事業補助金を活用し、おもいやり駐車場の区画の増設・整備を実施し、高齢者や障がい者が社会参加しやすい環境づくりに努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のバリアフリーは、障がいのある人とない人の両方に関係する双方向の問題と捉え、互いを知らないが故に気を使いすぎたり、遠慮してうまく交流ができないことがあることから、戸惑いや思い込みを心のバリアと捉え、学校や地域の中で障がいのある人と共生していくための交流の機会を増やす取り組みが必要である。</li> <li>・学校や地域の市民団体等ごとに、人権教育の充実や各種啓発活動を進めてきているが、特定の人や関心のある人だけでなく、より広い一般の人に向け、啓発や内容を検討していく必要がある。</li> <li>・平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法について制度の周知に努め、障がいのある人もない人もお互いに認めいながら共に生きることができる社会となるよう、市広報紙、ホームページや、イベント等を通じて普及を図っていく。 また、平成28年度から総合保健福祉センター（健康福祉部）では、手話通訳者を配置している。福祉関係の大会では、継続して要約筆記者を配置するなど、障がい者が参加しやすい環境づくりに努めていく。</li> </ul>
--	---	--

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり (2)健康づくり・生きがいつくり

施策の内容	平成23～27年度の実組・成果	課題・改善点等
<p>市民の健康づくりに対する意識をより高め、主体的な健康づくり活動を促進するため、健康に関する意識が地域に広がり、健康文化として一人ひとりに根付いていく仕組みを構築します。</p>	<p>・本市は平成22年7月に健康都市連合に加盟し、平成23年に健康都市の理念を踏まえた亀山市食育推進・健康増進計画を策定した。市民が運動習慣を身に付け、健康的な食生活を送り、生きがいのある生活が実現できるよう、健康文化のまちづくりを進めてきている。                  具体的な取組として、地区コミュニティを単位とし、健康づくり応援隊養成講座(年間6テーマを設定)を開催した。(川崎地区、昼生地区、関南部地区、神辺地区)。</p>	<p>・健康づくり応援隊養成講座については、地域が主体となった健康づくり活動のきっかけづくりとしては効果的であるが、講座修了後、活動としては継続しているものの、健康づくりの輪を広げていくことが難しい。講座受講後に、地域で住民が主体となった取組みが根付いていくよう、リーダーの発掘・養成し、健康に対して地域住民が意識が高まるよう検討する必要がある。また、地域の状況を確認しながら支援していく。</p> <p>・今後において、介護予防事業・日常生活支援総合事業として、高齢者の社会参加健康づくり活動のひとつの事業に位置づけていくについて整理していく必要がある。</p>
<p>すべての市民がいつまでも元気でいられるよう、市民同士の交流や活動の機会を通じて、心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。</p>	<p>・依頼があったサロン等に積極的に出向き、健康増進につながる取組みにつながるよう支援を行った。</p> <p>・子どもから高齢者まで身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、地域のスポーツ振興・普及活動を行う総合型地域スポーツクラブ“Let'sスポーツわくわくらぶ”、“ENJOYスポーツかめ亀クラブ”の活動や運営、広報活動に対し支援を行い、グラウンドゴルフ大会、ヨガ教室、ウォーキング教室等を開催し、健康づくりの場を提供することができた。</p> <p>・総合型地域スポーツクラブの主催で、誰でも気軽に参加できる軽運動教室を定期的かつ継続的に開催することができた。また、運動施設指定管理者の自主事業として、高齢者をターゲットにした教室も開催するなど、気軽にスポーツに親しむことができるようになった。</p>	<p>・健康教育健康相談等の依頼がある団体に偏りがあつたため、広く依頼してもらえるように啓発に努めていく。</p> <p>・子どもから高齢者まで、身近な地域でスポーツに親しむためには、総合型地域スポーツクラブの活動が有用であるので、引き続き支援を行っていく。市内に2つの総合型地域スポーツクラブが設立していることから、両クラブの事業内容や運営方法について、助言・指導を行っていく。</p> <p>・高齢者を対象とした軽スポーツの教室の情報を、市広報紙やホームページを通じて広くPRする必要がある。</p>

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり (3)地域福祉の担い手の育成

施策の内容	平成23～27年度の実績・成果	課題・改善点等
<p>学校での福祉教育を充実し、地域福祉の担い手となる人材を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の職場体験学習として福祉関係の体験学習を行うことで、福祉活動に関心を持つ機会となった。</li> <li>・亀山市社会福祉協議会では、市内の小・中・高16校を福祉協力校として指定して福祉教育を推進してきた。平成27年度からは、神辺小学校を福祉教育推進のモデル校に指定し、年間を通じたプログラムを学校と協働して作成し、講義のみならず、生徒が体験を通じて自らが考える福祉教育の内容の充実が図られてきた。</li> <li>また、中学生を対象に、市内福祉施設での福祉体験教室や、中・高校生による街頭募金に取り組んできた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート(平成25年度)結果では、児童・生徒の福祉の心を育てるための取組みとして、「学校においてできるだけ多くの体験活動を行う」ことや、「自治会などが行う活動への参加」を期待する結果であった。学校・家庭の連携や地域の協力を得て、児童生徒の発達段階に応じ、地域福祉に関心を持ってもらえるように体験学習などの取組を進めていく。</li> <li>・福祉協力校の事業をはじめ、福祉体験教室、街頭募金など、身近に福祉活動を直接に体験をすることによって、将来にも福祉に関心を持てるよう取組を進めていく。</li> </ul>
<p>地域の声を反映できる体制づくりを進めるため、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとした地域福祉を推進するリーダーとなる担い手を発掘し、育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の任期満了に伴い、候補者を県へ推薦してきたが、候補者の選出に苦慮し、長期間にわたり不在となった地区があった。</li> <li>・民生委員の活動のうち、行政からの依頼事項が多岐にわたるため、各部署に洗い出しを実施し、法的な事項・任意事項に整理を行った。</li> <li>・亀山市地域福祉計画及び亀山市地域福祉活動計画を周知するため、平成24年度から亀山市社会福祉協議会と共催して、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、福祉関係者・団体を対象にシンポジウムや講演会を開催し、地域福祉活動のきっかけづくりとなる場を設けることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度に市内全てに地域まちづくり協議会が設立された。協議会の中で、福祉委員会の位置づけを明確にするとともに、民生委員・児童委員や福祉委員が互いに連携し、きめ細やかな地域福祉を推進していく体制づくりを整えていく必要がある。</li> <li>また民生委員・児童委員の候補者の選出に当たっては、今後、自治会から地域まちづくり協議会に依頼することも検討していく。</li> <li>・民生委員の改選後は、県主催の研修をはじめ、各種研修に参加していただき、活動への理解・認識を高めていただく。また、行政からの活動の依頼内容が増加しているため、整理を行う必要がある。</li> <li>・高齢者の集いの場としてのサロンは、福祉委員、民生委員・児童委員をはじめとして、自治会や老人クラブが呼びかけで設置されたところもあり、自主的な活動の場は広がりつつあり、今後は地域まちづくり協議会の活動とも連携しながら、地域の福祉を推進する人材の確保を図っていく必要がある。</li> </ul>

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり (4) ボランティア活動の推進

施策の内容	平成23～27年度の実組・成果	課題・改善点等
<p>市民のボランティア精神を醸成していく中で、無理なく、自分がやれる範囲で参加することを普及啓発します。さらにボランティア活動へのきっかけづくりを行います。</p>	<p>・ボランティア活動への機会の提供については、ボランティア講座やリーダー養成講座への参加を呼びかけ、研修を通じて福祉に関心を持つ人材を増やしていけるよう取り組みを実施した。 また、亀山市社会福祉協議会では、ボランティアグループについて、社協だよりやフェイスブックを運用して、市民にわかりやすく身近に感じる工夫をして紹介してきている。</p> <p>・研修の参加者は、団塊の世代や定年退職の方など60歳以上の方が大半を占めていたが、研修に参加した後もボランティア活動に関わっていただけるような仕組みづくりがうまくいかなかった。</p>	<p>・無理なくボランティアを始めてもらうため、公民館講座なども合わせた各種講座のメニューを増やし、福祉に関心を持った人材に働きかけていく必要がある。また、広報紙、社協だより、ホームページやフェイスブックなどにより、市民に分かり易くボランティアグループの活動内容を紹介していく。</p> <p>・ボランティア活動に取り組む年代は、年々高齢化が進んでいることから、今後の活動の中心となる団塊の世代や子育て中の親なども巻き込んだ研修内容を計画していく必要がある。</p> <p>・市民アンケート(平成25年度)結果では、ボランティア活動の実施年齢は60歳から74歳までの世代の割合が高いことから、定年退職後の方に対して、ボランティアへの参加を呼びかけていく必要がある。また、ボランティア活動を始めたきっかけは、知人・友人からの声かけが多いことから、講座や研修会を通じた受講者のネットワーク化を図っていき、ボランティア活動につなげる支援が必要である。</p> <p>・市民活動とボランティア活動の違いを明確にする必要がある。 市民活動は、主に地域の社会的な課題の解決に向けて組織的・継続的に取り組む活動である。一方ボランティア活動は、個人や団体が、他の人々や社会のために自発的に行う公益的な活動である。 亀山市市民活動応援制度は、3名以上の団体を対象としていることに対し、ボランティアは、団体・個人での活動も含まれていることから、市民活動応援制度とは別に制度設計をしていく必要がある。</p>
<p>新しいライフスタイルを導き出し、生きがいづくりや社会参加を地域全体で考えます。さらに地域福祉活動へのニーズに対してボランティアとのコーディネートを行うなど、活動しやすい環境づくりを推進します。</p>	<p>・5月の大型連休前後の平日の1日を休業日に設定し、市内の幼稚園、小・中学校を休業日とする「家族の時間づくり」は、ワークライフバランスや働き方について考えてもらうきっかけとして、また、家族のふれあいの機会を提供した。</p> <p>・行政においては、地域まちづくり推進チームを設置し、地域担当職員を指名し、地域まちづくり協議会設立に向けた支援や、地域課題の洗い出しとその解決に向けた計画づくりへの取組を始めてきている。</p> <p>・市民活動の活発化を図り、活力のある地域社会の実現に向けて、平成27年度に亀山市市民活動応援交付金制度ができた。一方で、ボランティア活動に対するボランティアポイント制度については、他市の例の情報収集を行ってきたが、制度化に至っていない。 市民活動応援制度の検証結果を見極めながら、引き続き検討している状況にある。</p>	<p>・家族の時間づくりについては、子どもと家族と一緒に過ごすことが困難な家庭への対応について検討し、今後はあり方や手法等について検討していく。</p> <p>・地域まちづくり推進チームは、今後、地域まちづくり協議会単位で作成する計画づくりにおいて、地域との関わりや役割を明確にしていく必要がある。</p> <p>・市民活動を新規に行いたい人や活発に広げたい人などの段階に応じて、制度や補助金などの支援策があるが、いずれも実績は停滞している。今後は、総合的に整理し、使いやすい制度にする見直しが必要である。</p>

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり (1)情報提供の充実

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
<p>広報紙などによる情報提供を一層充実します。また、アパートなどの入居者をはじめ、地域のすべての世帯に福祉情報を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの内容や利用方法・利用料など、市広報紙や行政情報番組を通じ、市民に関心を持っていただくよう掲載・周知に取り組んだ。</li> <li>・「亀山市民ネット」や「市民活動ニュース」により、市民活動の情報提供を行い、地域活動を含む市民活動の支援を行った。</li> <li>・亀山市社会福祉協議会では、社協だよりをはじめ、フェイスブックを活用し、地域での福祉活動について様々な活動を紹介しており、タイムリーな情報の提供ができています。</li> <li>・行政出前講座を実施し、情報提供を行い年々増加傾向であった。平成27年度実績では、テーマ数 54、開催回数 336回、参加延べ人数 18,421人である。うち、初期消火訓練や救急応急手当の実技は205回であり、大規模災害発生時において、自助、共助の備えが実地訓練を通じて確認されてきた。一方で、高齢者福祉、障がい者福祉、地域福祉などをテーマとした出前トークの依頼件数は1割弱と少なかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート(平成25年度)結果では、福祉サービスの情報入手の経路について、市の広報紙、自治会の回覧、知人や近所からの順で割合が多い。このことから、市広報紙で分かり易い内容の掲載に心がけるとともに、市広報紙やホームページだけでなく、より広い地域の幅広い年齢層の方に福祉の情報が提供できるよう、提供の仕方や情報の充実を図っていく。</li> <li>・福祉の制度は目まぐるしい改正や、新たな法律の施行があるため、市民にとってはわかりにくい。また、個々の状況に応じて、サービスが利用できたり、利用料金が異なることが多い。そのため、専門員による個々のニーズに応じた福祉サービスの提供にも努めていく必要がある。</li> <li>・東日本大震災や、東海、東南海、南海地震の発生する確率が高まる中、行政出前講座では地域での防災に向けての取組に関心が高まってきたため、亀山消防署、北東分署、関分署による実技指導による地域住民が知識・技術を身に付けていただけるような講座に努めていく。また、福祉関係の講座については、市民に興味や関心を持っていただけるよう、テーマの設定に工夫していく必要がある。</li> </ul>
<p>制度の変化が著しい中で、身近な相談機関の周知を徹底するとともに、福祉に関する総合相談窓口を担う総合保健福祉センター「あいあい」において、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合保健福祉センターは、子どもから高齢者、障がい者まで、健康・福祉に関する業務全般についての手続きや相談に対応できる組織となっている。</li> <li>・総合保健福祉センターは、あいあい祭りをはじめ、福祉関係者・団体の交流事業や研修、健(検)診事業を実施するなど、市の拠点施設として市民に認識されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・福祉に関する業務全般について、横の連携を密にして、市民の相談に対応できるよう、体制を整えていく必要がある。総合保健福祉センター「あいあい」への来所者は、年齢層も幅が広く、相談の内容も1室、1箇所ですべて完結しない複雑・多岐な問題もあり、今後は福祉専門職を配置し、相談体制を強化していく必要がある。</li> <li>・介護保険制度の改正も踏まえ、新たなサービスや事業の展開が見込まれることから、支援を必要とする人に直接関わる民生委員・児童委員をはじめ福祉関係団体の定例会や学習会で随時、適切な情報提供に努めていく。</li> </ul>

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり (2)福祉サービスの向上と相談体制の充実

施策の内容	平成23～27年度の実績・成果	課題・改善点等
<p>地域においては民生委員・児童委員や福祉委員の役割分担を明確にし、地域住民へ周知します。さらに民生委員・児童委員と緊密な連携協力を行うなど行政と地域が一体となった相談体制を充実します。</p>	<p>・民生委員・児童委員には委員からの依頼を受け、月例定例会を利用して情報提供を行ったほか、毎年4月の総会時と一斉改選時には、市のサービス・事業に関する情報提供を実施している。 定期総会においては、民生委員・児童委員として行政に協力いただく業務についての説明や、新たな制度についての説明をし情報の提供を行っている。 また、民生委員児童委員協議会連合会においては、毎年市長懇談会を開催し、日頃の活動の中での課題について話し合いの場を設け、課題の解決につながるよう努めている。</p> <p>・民生委員・児童委員及び主任児童委員の改選後には、民生委員・児童委員の広報部会で民生委員だよりを作成し、市内で地域福祉を推進していただく委員を紹介するため、委員を顔写真入りで掲載していただいた。</p>	<p>・民生委員・児童委員と福祉委員は、委嘱者や活動範囲は異なるものの、地域での見守りや福祉活動の推進の役割は共通していることから、地域まちづくり協議会での福祉委員会などの活動を通じ、互いに協力して地域の方が相談しやすい体制を整備していく必要がある。</p> <p>・民生委員・児童委員の任期は3年(直近は平成28年12月1日)であり、一斉改選の際には約半数が交替する傾向にあるため、新規に着任された方にもわかりやすく福祉制度の説明を行っていく必要がある。</p> <p>・民生委員協議会連合会や地区定例会の機会を捉え、行政が随時話し合いの機会を持ち、情報提供や連携協力を行っていく必要がある。</p> <p>・民生委員・児童委員連合会協議会の広報部会で民生・児童委員だよりを年2回(6月・12月)発行されているが、広く市民に活動の内容が届くように支援をしていく必要がある。 また、毎年5月12日が民生委員・児童委員の日であることから、市広報紙においても、地域の身近な相談者として民生委員・児童委員を知ってもらうため、制度の内容や活動の紹介記事を掲載していく。</p>
<p>自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅支援サービスの一層の充実や移動手段の確保、高齢者医療の充実、適切なサービスを利用できるための仕組みや環境づくりを行います。</p>	<p>・高齢者や障がい者を対象に社会活動を促進し、福祉の増進を図ることを目的とするタクシー料金助成事業を実施してきた。一方で、市民生活の利便性の向上に資するための地域公共交通(バス)については、路線の一部見直し等を実施してきた。</p> <p>・在宅医療連携会議で協議を重ねることで、多職種が連携し亀山市における在宅医療連携指針となる「かめやまホームケアネット支援マニュアル」を作成した。</p> <p>・平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、自立相談支援機関を亀山市社会福祉協議会に委託し、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金及び、任意事業の家計相談支援事業と教育委員会直営で学習支援事業に取り組んでいる。</p> <p>制度の狭間で従来は支援を受けることのできなかった方に対し、専門の職員が相談・支援を行っている。平成27年度は、新規相談件数が144件あり、複合的な課題について適切なアセスメントを行い、毎月1回開催の支援調整会議で協議し関係機関と調整を行い、複雑な問題に対して、解決・自立に向けた取り組みを実施している。</p> <p>学習支援事業は、中学生を対象に教員OBや大学生が講師となり、参加希望者を募り、毎週土曜日に学習教室として、地区公民館を会場に生活困窮の家庭の生徒延べ22人が受講した。</p>	<p>・高齢化に伴い交通弱者が増えるため、移動手段を確保していく必要がある。地域の公共交通(バス)と高齢者や障がい者(児)の外出支援(タクシー料金助成事業)については、真に利用が必要な人への支援に結びつくよう、制度を検討していく必要がある。</p> <p>・かめやまホームケアネット支援マニュアルの周知と、スムーズな実施ができるよう、保健・医療や地域との連携を強化しながら、地域包括ケアの充実を図っていく。</p> <p>・高齢者医療については、市民の暮らしの安心・安全を守る地域医療を目指し、地域医療機関等との連携を強化していく必要がある。市立医療センターでは、急性期が一段落した後の在宅復帰を支援するための地域包括ケア病床の設置に向けて取り組んでいく。</p> <p>・低所得者をはじめ、多重・過剰債務、ニート、引きこもり、外国人など様々な問題を抱えた方への支援について、福祉事務所をはじめ関係機関との連携や、地域での見守りや支援を図っていく必要がある。 また、子どもの貧困については、健康福祉部と教育委員会が連携し、生活実態の把握を行い貧困の連鎖の防止に努める必要がある。</p>



【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり (3) 権利擁護の充実

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
<p>人権尊重に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携により、児童や高齢者などの虐待やDVの早期発見などの体制を強化します。</p>	<p>・事務局を地域包括支援センターとして、高齢者、障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアル(平成26年3月改訂)に基づき、虐待対策会議を開催し、総合的な対応方針を決定してきた。</p> <p>・学校、事業所、市民活動団体などで構成する実行委員会により、12月の人権週間にあわせて「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、講演会や中学生高校生による人権作文等の発表、ブース展示等を行い、人権意識の高揚を図った。</p> <p>・保護司や更生保護女性会などが中心となり、社会を明るくする運動を実施し、犯罪や非行のない地域社会を推進してきた。</p>	<p>・虐待やDVを早期に発見するため、虐待についての知識や通報の窓口など啓発についてさらに地道な取組を進めていく必要がある。</p> <p>・高齢者や障がい者への虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民、地域の民生委員・児童委員、自治会などの地域の組織をはじめ、介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者等の早期発見や見守りネットワークが重要なことから、地域包括支援センターを中心に関係機関が連絡を密にして解決に結びつけていく。</p> <p>・人権意識の高揚に向けた取り組みを今後も継続して実施していく。</p> <p>・犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える社会を明るくする運動については、街頭での啓発活動を関係機関の協力のもとで推進していく。また、更生保護活動として、保護観察対象者等の立ち直りを支えるため、保護司会が組織的に処遇活動や犯罪予防活動を行うための拠点となるセンターの設置に向け支援していく必要がある。</p>
<p>成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの制度の周知を図るとともに、関係機関との積極的な情報交換を行い権利擁護の普及を促進します。</p>	<p>・相談窓口で権利擁護事業や成年後見制度についてのパンフレットを常備し、ケースに合わせて配布・説明を行ったが、成年後見制度利用助成事業(審判請求に要する費用の一部助成)や、成年後見利用支援事業(市長申し立て)の事業を利用する件数は少なく、まだまだ市民への周知は不十分であった。</p> <p>(実績)</p> <p>高齢者(相談延べ件数) H25年度8件、H26年度9件、H27年度5件 うち市長申立 H25年度2件、H27年度1件</p> <p>障がい者 市長申立 H25・26年度0件、H27年度1件</p> <p>・地域福祉権利擁護事業は、平成27年度より日常生活自立支援事業に名称変更となった。、 亀山市社会福祉協議会においては、専任の職員を配置して判断能力の不十分な方の福祉利用支援をはじめ、金銭管理などを行っている。利用件数は、増加してきている。(平成27年度41名)</p>	<p>・今後は、低所得者や障がい者、認知症や介護を要する方など制度を必要とされる方が確実に増えてくると予測される。このため、日常生活自立支援事業とともに制度の普及に努めていく必要がある。</p> <p>・平成28年度からは、亀山市社会福祉協議会に「亀山地域包括支援センター権利擁護業務」として、成年後見利用にあたっての相談支援等を委託している。亀山市社会福祉協議会では、対象者の増加に対応できるよう、専門職員の人材の確保や人件費の確保が必要となる。</p>
<p>児童虐待やDV対応については、人権尊重に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、高齢者や障がい者、子どもの虐待やDVの早期発見・早期フォローの体制を強化します。</p>	<p>・校長会や園長会等での通告に関する説明やルール作り、居所不明児童を出さないためのネットワークづくりを重点に取組を進めることができた。</p> <p>・児童虐待ネットワークの実務者会議を2か月に1回、主任児童委員との定例情報交換会「ポケットの会」を毎月1回実施するなど、要保護児童等対策協議会の調整機能が強化されてきた。また、児童相談所や女性相談所との連携強化にも努めた。</p>	<p>・虐待やDVを早期に発見するため、虐待についての知識や通報の窓口など啓発についてさらに地道な取組を進めていく必要がある。</p> <p>・年々増加する児童虐待に対応できるよう、職員のスキルアップが必要となっている。また、市内に養育への不安や単身での子育て、児童虐待の未然防止、社会的養護の観点から、小規模児童擁護施設の設置を進めていく。</p>



【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり (1)地域活動の充実

施策の内容	平成23～27年度の実組・成果	課題・改善点等
<p>コミュニティ活動への参加を促進するとともに、地域行事などを通じて、交流の機会の充実を図ります。</p>	<p>・自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会への補助金の交付により、各種の地域活動を支援することができた。</p>	<p>・地域の自主性・自立性を尊重した魅力ある地域活動となるよう、会員のスキルアップのための研修等を行い、地域活動への参加者を増やしていく。</p>
<p>地域活動の盛んな地域をモデル地区として、その活動を他の地域に広めるなど、地域におけるネットワークの強化を図ります。</p>	<p>・亀山市社会福祉協議会では、地区福祉委員会意見交換会、ボランティア交流会、ふれあいいきいきサロン交流会、子育てサロン交流会を通じて、団体の活動の事例発表をはじめ、情報交換や交流を深める活動を実施してきている。</p>	<p>・同じ目的で活動する団体との交流会を開催することによって、情報交換や交流を深めるとともに、活動を行う上での悩みやその解決方法を共有することによって、今後の活動の充実につながることから、継続して開催していくことが必要である。</p>
<p>地域福祉の推進役としての自治会、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする地域福祉活動者との連携を強化します。</p>	<p>・各地域の見守り活動等については、地域まちづくり協議会を通して、民生委員・児童委員、福祉委員、交通指導員及び防犯委員など多様な主体が連携・協力する体制ができてきた。また、民生委員・児童委員に見守りが必要な人への定期的な訪問も依頼し、地域での活動を通じて、生活困窮者に対し相談窓口につないだり、生活保護の申請を促す支援もしていただいている。</p> <p>・民生委員・児童委員の協力のもと、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の生活実態に沿った確実な把握や、地域において気になる高齢者等がみえた際には、すぐ連絡をいただけるように努めた。</p>	<p>・各地域の見守り活動等については、地域まちづくり協議会を通して、自治会・民生委員・児童委員、福祉委員、交通指導員及び防犯委員など多様な主体が更なる連携・協力する仕組みを強化していく。</p> <p>・民生委員・児童委員が、日常の見守りの中で、地域において生活が困窮し孤立している人を早期に発見し、適正に相談機関(生活保護担当や自立相談支援機関)につなぐ取組を実施していただくことにより、複雑化した問題を抱えた方に対して早期に解決できるよう、引き続き協力を求めていく。</p>

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり (2)防災・防犯対策の充実

施策の内容	平成23～27年度の実績・成果	課題・改善点等
<p>地域に保管する災害時要援護者台帳により、万一の災害発生時に的確に支援を求めている人々を把握します。</p>	<p>・平成26年度に災害時に自力で避難することが困難な人々が支援を円滑に受けられるよう「亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱」を策定した。</p> <p>・毎年、高齢者実態調査の結果を踏まえ、適切に対象者把握を行い、災害発生時に支援を要する対象者については台帳への掲載に取り組んだ。</p> <p>・総合防災訓練をはじめ、自主防災組織を単位とする防災訓練を支援し、災害時における安全確保に取り組んだ。また、「かめやま出前トーク」では、年間2,000名を超える市民の方々に、災害への備えや避難場所等を説明しつつ、「災害弱者」への取り組みについて話し合う機会を設けた。</p> <p>・毎年、三重県建設労働組合と協働して、高齢者や障がい者世帯を対象に、地震に備え、家具の転倒防止器具の支給・取り付けを行った。</p>	<p>・災害時要援護者サポート事業実施要綱による新たな災害時要援護者台帳が整備されるまでの間、災害時に真に支援が必要な対象者に支援が行き届かない恐れがあるため、亀山市避難行動要支援者名簿の整備に関する内規に基づいて、要支援者の精査を早急に行う必要がある。</p> <p>・災害時要援護者台帳の登録者数が膨らんでいるため、登録内容の適切な更新・管理を図り、真に支援の必要な人を把握する必要がある。また、災害発生時の際、要援護者台帳に登録されている者について、支援者への開示範囲を整理する必要がある。</p> <p>・自主防災組織が未結成の組織がある。また、自主防災組織のうち、訓練を実施していない自主防災会(隊)が存在することから、組織の結成や訓練に参加できるよう働きかけを進めていく。</p> <p>・地域まちづくり協議会や自治会連合会など全市的組織において、災害時要援護者に対する支援について「共助」の取り組みを話し合う場を設ける必要がある。</p> <p>・個人のプライバシーや個人情報保護の視点を大切にしつつ、大規模災害を想定した、お互いがお互いを思いやる「防災文化」を構築する必要がある。</p>
<p>ひとり暮らし高齢者などの犯罪被害を防止するための取組を充実します。</p>	<p>・民生委員・児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りに努めている。また、気になる高齢者等がみえた際には、すぐ連絡をいただけるように努めた。</p> <p>・振り込み詐欺事件が管内で発生した際は、その都度、安心メールで注意喚起を促すとともに、老人クラブ連合会では、高齢消費者被害防止キャンペーン講座を受講し、犯罪に巻き込まれない意識の啓発に努めた。</p> <p>鈴鹿亀山消費生活センターでは、高齢者や民生委員を対象に出前講座を開催し、消費者被害を防ぐ取り組みを実施した。</p> <p>出前講座は、平成27年度18件、671人参加が参加した。</p>	<p>・民生委員・児童委員をはじめ市民一人ひとりが地域での見守りを強化できるよう、地域まちづくり協議会等を通じて啓発に取り組んでいく。</p> <p>・ひとり暮らし高齢者を狙った振り込み詐欺事件が多発していることから、金融機関や警察、鈴鹿亀山消費生活センターと連携し、犯罪被害の防止につなげていく。</p> <p>・認知症を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加し、悪質化・深刻化していることを踏まえ、相談体制の整備に加え、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する更なる取り組みが必要である。そのため、消費生活センターが中心となる関係機関の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設立に向け、情報共有をはじめ組織できるよう協力をしていく。</p>
<p>地域の住民団体やNPO、ボランティアの連携により、防災・防犯対策を充実します。</p>	<p>・防犯委員会や青少年育成市民会議等、市内で活動する防犯団体同士の連携協力体制に努めた。</p> <p>・亀山市社会福祉協議会では、災害時にボランティア活動が円滑に実施できるよう、亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを平成28年度に策定した。また、常設型の災害ボランティア支援センターを設置しており、全国への災害支援者に対する保険加入をはじめ、義援金、支援金の募集を実施している。</p>	<p>・防犯団体相互の意見交換の実施頻度を高め、迅速な防犯対策の実施につなげていく。</p> <p>・災害ボランティアの育成・養成について、行政・社会福祉協議会と協働で取り組んでいく必要がある。</p>

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり (3)助け合い・支え合い活動の充実

施策の内容	平成23～27年度の実績・成果	課題・改善点等
<p>市民交流を今後も一層推進していくとともに、高齢者をはじめ地域住民が生きがいを持ち活動できる場を提供します。</p>	<p>・地域の行事に保育所の子どもが参加することで、たくさんの高齢者の方とふれあうことができた。核家族化が進む中、小地域ネットワーク活動の充実によって、高齢者と子どもたちとの交流やふれあいの場が提供ができた。</p>	<p>・市民が交流できる場合は、地域によって活動が盛んな地域と活発でない地域があることから、交流の機会を増やすとともに、参加者が楽しめる活動を企画していく必要がある。</p>
<p>地域のつながりを基盤に、認知症高齢者や障がいのある人、高齢のひとり暮らし世帯や移動困難者、子育て世帯など、支援を必要とする人を地域で支えます。</p>	<p>・放課後子ども教室を市域の全小学校区で実施し、子どもたちが学習やスポーツ・文化活動などを通じて地域住民との交流が行われ、地域における子どもたちの居場所づくりの形成が図られた。</p> <p>・ボランティア団体の協力を得て、地域の子育てを支援するひろば事業を実施した。</p> <p>・地域でのふれあい・いきいきサロンや子育てサロンの設置数や参加延べ人数は、計画の目標値を上回って活発に取り組まれた。</p> <p>サロン(ふれあいいきいきサロン、子育てサロンの設置数 (亀山市社会福祉協議会の補助金申請団体) 平成22年度末 33団体、参加延べ人数 8,640人 平成27年度末 60団体、参加延べ人数 19,176人 ※亀山市第1次総合計画(平成28年度末)目標値 55団体、参加延べ人数 15,000人 また、亀山市社会福祉協議会では、サロンを実施している団体間における情報交換や活動を充実させるため、交流会・意見交換会も開催した。</p>	<p>・地域のボランティアの方や、子育てサークルの皆さんとのネットワークを更に深めていく必要がある。</p> <p>・地域まちづくり協議会を通して、地域のボランティア活動が活発になるように支援していく必要がある。</p> <p>・高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象に地域での交流の場や居場所づくりとして、サロン活動を通じた見守り支援を実施していく必要がある。また、地域によってはサロンが設置されていないところもあるため、サロンの新設に対する支援を行う。</p> <p>・サロンの活動は、地区集会所、コミュニティセンターや民家・空き家の活用など地域で身近に集いやすい場所が適当であるため、活動拠点の確保の相談に対応できるよう、地域との調整を図っていく必要がある。</p>
<p>本当に支援を必要としている孤立化した子育て家庭への支援を充実します。</p>	<p>・毎月行われる園開放では、各園へたくさんの親子が訪れ、子どもたちとの交流を楽しむことができた。</p> <p>ひろば事業においても、各地域の親子が参加し、子育ての輪を広げるよう取り組みを行った。</p>	<p>・子育て家庭が行事等に参加しやすいように、各交流行事等の開催数や開催場所等を再検討し、通信やホームページ等で更なる周知を行っていく。</p> <p>・新たな子育てサロンの設置に向け、地域での交流の機会を増やし、地域のつながりを強めていく必要がある。</p>

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり (4)関係機関との連携強化

施策の内容	平成23～27年度の実組・成果	課題・改善点等
<p>社会福祉協議会の周知を図るとともに、地域で共に支え合うまちづくりの観点から、住民主体の地域ネットワーク、並びに保健福祉・介護・医療機関ネットワークの一層の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山市社会福祉協議会では、社協が行う事業をはじめ、地区福祉委員会やボランティアなど地域における福祉活動を市民に啓発するため、年4回の「社協だより」の発行のほか、ホームページにおいて社協の概要や最新の福祉に関する情報提供など情報発信に努めている。また、平成27年度から、フェイスブックを活用し、市民にわかりやすく紹介されており、活動内容の周知が図られている。</li> <li>・きめの細かな地域福祉活動を展開するためには、行政と亀山市社会福祉協議会との連携は重要であり、地域福祉シンポジウム・講演会をはじめ、各種社会福祉団体の大会やあいあい祭りなどを協力し合いながら実施した。</li> <li>・本市において、平成27年2月に在宅医療連携システム(かめやまホームケアネット)が稼働した。保健・医療の連携が図られるよう、在宅医療という共通の切り口を活用し、多職種の顔のみえる関係となるよう努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と社会福祉協議会の地域福祉に関する協働と役割分担の確認が必要である。 また、亀山市社会福祉協議会において、市の補助事業や委託事業も数多く担っており、事業を実施するに当たり今後も専門職の人材の確保や事業・活動に対する補助金については適切な支援をしていく必要がある。</li> <li>・地域まちづくり協議会を主軸として、地域の社会資源を活用しながら、行政、亀山市社会福祉協議会の連携の強化に努める必要がある。</li> <li>・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的で継続的な在宅医療・介護を提供できるように努めていく。</li> </ul>

地域福祉計画 アンケート項目 比較表

	平成22年度	平成25年度	平成28年度
調査対象	本市在住の20歳以上の市民から、無作為に2,000人の方を抽出	本市在住の18歳以上の市民から、無作為に2,000人の方を抽出	本市在住の18歳以上の市民から、無作為に2,000人の方を抽出
調査期間	平成21年11月17日～11月29日	平成25年12月6日～12月27日	平成28年12月 日～平成29年1月16日
回答状況	有効回収 914通、有効回収率 45.7%	有効回収 805通、有効回収率 40.3%	
	<b>あなたご自身(ご本人)についてお聞きします。</b>	<b>あなたご自身(ご本人)についてお聞きします。</b>	<b>あなたご自身(ご本人)についてお聞きします。</b>
問1	あなたの性別についてお答えください。	あなたの性別についてお答えください。	あなたの性別についてお答えください。
問2	あなたの年齢についてお答えください。(平成22年9月1日現在の満年齢)	あなたの年齢についてお答えください。(平成25年12月1日現在の満年齢)	あなたの年齢についてお答えください。(平成29年1月1日現在の満年齢)
問3	あなたの家族構成についてお答えください。	あなたの家族構成についてお答えください。	あなたの家族構成についてお答えください。
問4	あなたの世帯の状況についてお答えください。	あなたの世帯の状況についてお答えください。	あなたの世帯の状況についてお答えください。
問5	あなたの住んでいる地区(中学校区)はどこですか。	あなたの住んでいる地区(小学校区)はどこですか。	あなたの住んでいる地区(小学校区)はどこですか。
問6	龜山市に何年くらいお住まいですか。	龜山市に何年くらいお住まいですか。	龜山市に何年くらいお住まいですか。
	<b>あなたの日常生活のことについてお聞きします。</b>	<b>あなたの日常生活のことについてお聞きします。</b>	<b>あなたの日常生活のことについてお聞きします。</b>
問7	近隣の人とは、どの程度付き合いをしていますか。	近隣の人とは、どの程度付き合いをしていますか。	近隣の人とは、どの程度付き合いをしていますか。
問8		あなたは、現在、地域とのつながりを感じていますか。 「2. 今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある」又は「3. 感じていない」と答えた方にお聞きします。 その理由は何ですか。	あなたは、現在、地域とのつながりを感じていますか。 「2. 今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある」又は「3. 感じていない」と答えた方にお聞きします。 その理由は何ですか。
問8-1			
問9	ふだんの暮らしの中で、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。	ふだんの暮らしの中で、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。	ふだんの暮らしの中で、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。
問10	あなたは悩みや不安、困ったことがあるとき、誰に相談していますか。	あなたは悩みや不安、困ったことがあるとき、誰に相談していますか。	あなたは悩みや不安、困ったことがあるとき、誰に相談していますか。
問10-1	問10で「2. 相談していない」と答えた方にお聞きします。なぜ、相談していないのですか。	問10で「2. 相談していない」と答えた方にお聞きします。なぜ、相談していないのですか。	問10で「2. 相談していない」と答えた方にお聞きします。なぜ、相談していないのですか。
	近所に困っている方がいるとき、あなたがしてあげられることは何ですか。		
	あなたは、今後どのようなことで地域に貢献できると思っていますか。		
問11	あなたは福祉に関してどのような情報を得たいですか。(福祉サービスとは、子育てや高齢者、障がいのある方などに対する支援や事業のこをいいます。)	あなたは福祉に関してどのような情報を得たいですか。(福祉サービスとは、子育てや高齢者、障がいのある方などに対する支援や事業のこをいいます。)	あなたは福祉に関してどのような情報を得たいですか。(福祉サービスとは、子育てや高齢者、障がいのある方などに対する支援や事業のこをいいます。)
問12	あなたは自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。	あなたは自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。	あなたは自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。
問13	あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。	あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。	あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。
	<b>自治会などの地域活動・ボランティア活動についてお聞きします。</b>	<b>自治会などの地域活動・ボランティア活動についてお聞きします。</b>	<b>自治会などの地域活動・ボランティア活動についてお聞きします。</b>
問14	あなたは、自治会などの地域活動に参加していますか。	あなたは、自治会などの地域活動に参加していますか。	あなたは、自治会などの地域活動に参加していますか。
問14-1	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どの程度活動をしていますか。	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どの程度活動をしていますか。	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どの程度活動をしていますか。
問14-2	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのような活動をしていますか。	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのような活動をしていますか。	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのような活動をしていますか。
問14-3	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのような目的で活動していますか。	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのような目的で活動していますか。	問14で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのような目的で活動していますか。
問14-4	問14で「2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある」 「3. 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします	問14で「2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある」 「3. 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします	問14で「2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある」 「3. 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします
問14-4	現在活動していない理由は何ですか。	現在活動していない理由は何ですか。	現在活動していない理由は何ですか。
問14-5	問14で「4.活動したことはないが、今後も活動しないと思う」と答えた方にお聞きします。	問14で「4.活動したことはないが、今後も活動しないと思う」と答えた方にお聞きします。	問14で「4.活動したことはないが、今後も活動しないと思う」と答えた方にお聞きします。
問14-5	今後も活動しないと思う理由は何ですか。	今後も活動しないと思う理由は何ですか。	今後も活動しないと思う理由は何ですか。
問15	あなたはボランティア活動をしていますか。	あなたはボランティア活動をしていますか。	あなたはボランティア活動をしていますか。
問15-1	問15で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。過去の活動したことがある」 と答えた方にお聞きします。	問15で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。過去の活動したことがある」 と答えた方にお聞きします。	問15で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。過去の活動したことがある」 と答えた方にお聞きします。
問15-2	問15で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのようなボランティア活動をしていますか。(していましたか。)	問15で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのようなボランティア活動をしていますか。(していましたか。)	問15で「1.活動している」と答えた方にお聞きします。どのようなボランティア活動をしていますか。(していましたか。)
問15-2	ボランティア活動をはじめた主なきっかけは何ですか。	ボランティア活動をはじめた主なきっかけは何ですか。	ボランティア活動をはじめた主なきっかけは何ですか。
問15-3	問15で「3.活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にもお聞きします 今後どのようなボランティア活動に参加したいと思えますか。	問15で「3.活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にもお聞きします 今後どのようなボランティア活動に参加したいと思えますか。	問15で「3.活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にもお聞きします 今後どのようなボランティア活動に参加したいと思えますか。
問15-4	問15で「4.活動したことはないが、今後も活動しないと思う」と答えた方にもお聞きします。 活動しない主な理由は何ですか。	問15で「4.活動したことはないが、今後も活動しないと思う」と答えた方にもお聞きします。 活動しない主な理由は何ですか。	問15で「4.活動したことはないが、今後も活動しないと思う」と答えた方にもお聞きします。 活動しない主な理由は何ですか。
	すべての方がお答えください	すべての方がお答えください	すべての方がお答えください
問16	地域の中でボランティア活動をすすめていく上で、必要な条件はどのようなことだとお考えですか。	地域の中でボランティア活動をすすめていく上で、必要な条件はどのようなことだとお考えですか。	地域の中でボランティア活動をすすめていく上で、必要な条件はどのようなことだとお考えですか。
	ボランティアにその活動の対価として報酬を支給することについて、あなたはどのようにお考えですか。		
	あなたが、自由になる時間帯はいつですか。		
	<b>災害時における助け合いについてお聞きします。</b>	<b>災害時における助け合いについてお聞きします。</b>	<b>災害時における助け合いについてお聞きします。</b>
問17	東海地震や南海地震等の発生が予測される中で、災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。	東海地震や南海地震等の発生が予測される中で、災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。	東海地震や南海地震等の発生が予測される中で、災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

問18	被災後の生活において、あなたは誰を頼りにしますか。	被災後の生活において、あなたは誰を頼りにしますか。	被災後の生活において、あなたは誰を頼りにしますか。
		あなたは、(将来的に自分がひとり暮らしや高齢者等の災害時要援護者となった時も含めて)災害時要援護者台帳※に登録したいと思いませんか。(登録していますか)	
		災害時要援護者台帳の今後の活用にあたって、地域で取り組むべきことは何だと思いませんか。あなたのお考えに近いものをお選びください。	
	<b>福祉教育についてお聞きします。</b>	<b>福祉教育についてお聞きします。</b>	
問19	学校の中で福祉教育を取り入れるにあたり、どのような方法が有効だと思いますか。		学校の中で福祉教育を取り入れるにあたり、どのような方法が有効だと思いますか。
問20	子どもたちの福祉の心を育てるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。	子どもたちの福祉の心を育てるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。	子どもたちの福祉の心を育てるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。
	<b>地域の課題についてお聞きします。</b>	<b>地域の課題についてお聞きします。</b>	
問21	あなたは地域の中で、どのようなことを学んだり、活動したいと思いませんか。	あなたは、地域での助け合い支え合いの活動について、どのようにお考えですか。	あなたは、地域での助け合い支え合いの活動について、どのようにお考えですか。
問22			地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となることはどのようなことと思いませんか。
問23	あなたはお住まいの地区の生活環境をどのようにお考えですか。	あなたはお住まいの地区の生活環境をどのようにお考えですか。	あなたはお住まいの地区の生活環境をどのようにお考えですか。
	1 自然環境の豊かさ	自然環境の豊かさ	自然環境の豊かさ
	2 防犯(犯罪の少なさ)	防犯(犯罪の少なさ)	防犯(犯罪の少なさ)
	3 防災(防災組織や避難所)	防災(防災組織や避難所)	防災(防災組織や避難所)
	4 交通の利便性	交通の利便性	交通の利便性
	5 道路の安全性・歩きやすさ	道路の安全性・歩きやすさ	道路の安全性・歩きやすさ
	6 買い物の便利さ	買い物の便利さ	買い物の便利さ
	7 病院・診療所の利用しやすさ	病院・診療所の利用しやすさ	病院・診療所の利用しやすさ
	8 公的施設等のバリアフリー	公的施設等のバリアフリー	公的施設等のバリアフリー
	9 住民同士のふれあいや交流	住民同士のふれあいや交流	住民同士のふれあいや交流
問24	高齢者が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。	高齢者が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。	高齢者が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。
問25	子育てについて考えたとき、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。	子育てについて考えたとき、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。	子育てについて考えたとき、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。
問26	障がいのある人が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。	障がいのある人が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。	障がいのある人が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。
問27			生活困窮者自立支援制度をご存じですか。
問28	これからの亀山市の福祉は何を重点にすべきと思いませんか。	亀山市における以下の項目について、どれくらい満足していますか。また、その取組みをどれくらい重要とお考えですか。	亀山市における以下の項目について、どれくらい満足していますか。また、その取組みをどれくらい重要とお考えですか。
	1	在宅福祉を支えるサービスの充実	在宅福祉を支えるサービスの充実
	2	健康や生きがいづくりへの支援	健康や生きがいづくりへの支援
	3	ボランティアやNPOなどの市民活動への支援	ボランティアやNPOなどの市民活動への支援
	4	住民がお互いに助け合えるまちづくり	住民がお互いに助け合えるまちづくり
	5	個人の自立を支援するためのサービスの充実	個人の自立を支援するためのサービスの充実
	6	保育所・幼稚園・学校などにおける福祉教育	保育所・幼稚園・学校などにおける福祉教育
	7	福祉サービスに関する情報提供	福祉サービスに関する情報提供
	8	気軽に相談できる人・場の充実	気軽に相談できる人・場の充実
	9	気軽に集まれる場の充実	気軽に集まれる場の充実
	10	その他( )	その他( )
	<b>民生委員・児童委員や社会福祉協議会についてお聞きします。</b>	<b>福祉委員・民生委員・児童委員や社会福祉協議会についてお聞きします。</b>	<b>福祉委員・民生委員・児童委員や社会福祉協議会についてお聞きします。</b>
問29	民生委員・児童委員をご存じですか。	福祉委員をご存じですか。	福祉委員をご存じですか。
問30	民生委員・児童委員をご存じですか。	民生委員・児童委員をご存じですか。	民生委員・児童委員をご存じですか。
問31	亀山市社会福祉協議会をご存じですか。	亀山市社会福祉協議会をご存じですか。	亀山市社会福祉協議会をご存じですか。
問32	亀山市社会福祉協議会に対してどんな事業を望みますか。	亀山市社会福祉協議会に対してどんな事業を望みますか。	亀山市社会福祉協議会に対してどんな事業を望みますか。
◎		あなたの地域の今後のあるべき姿(こうあってほしいなど)について、ご自由にご記入ください。	福祉のまちづくりを進めるため、あなたの地域の今後のあるべき姿(こうあってほしいなど)について、ご自由にご記入ください。
◎	亀山市のよいところはどんなところだと思いますか。	亀山市のよいところはどんなところだと思いますか。ご自由にご記入ください。	亀山市のよいところはどんなところだと思いますか。ご自由にご記入ください。
◎	地域の中で困っていることは何ですか。	地域の中で困っていることは何ですか。ご自由にご記入ください。	地域の中で困っていることは何ですか。ご自由にご記入ください。



# 「亀山市地域福祉計画」に係るアンケート調査

～調査のご協力のお願い～

市民のみなさまには、日頃より市政に関してご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、公的なサービスはもとより、地域のみなさまの助け合い、支えあいによって、誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、『地域福祉計画』を策定しております。この『亀山市地域福祉計画』は、今年度で計画期間の終了を迎えることから、これまでの取組み状況を評価して次期計画づくりに向け、貴重な資料として使わせていただくためにこのたびアンケート調査を行います。

なお、調査対象の方は本市在住の18歳以上の方の中から、無作為に2,000人の方を抽出しております。ご記入いただいた内容については、すべて統計的に処理いたしますので、回答者個人が特定されたり、個々の回答内容が他にもれたりすることは一切ありません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 28年 12月

亀山市長 櫻井 義之

## ◆ご記入にあたってのお願い◆

- ・ご回答は、できるかぎりご本人にお願いしますが、ご家族の方や一緒にお住まいの方にもご協力いただきますようお願いいたします。
- ・この調査は無記名式ですので、調査票にお名前を記入する必要はありません。
- ・番号を選ぶところでは、あてはまる項目の番号を、指定の数だけ○をつけてください。
- ・ご記入のところでは、明確にご記入ください。
- ・ご記入いただいた調査票は、同封いたしました返信用封筒に入れて、平成29年1月16日(月)までにポストに投かんしてください。(切手は不要です。)
- ・調査内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

亀山市健康福祉部地域福祉室

電話：(0595) 84-3311 FAX：(0595) 82-8180

## 地域福祉とは…

高齢者や子ども、障がいのある方など、市民のみなさんが自分らしい生活をおくるため、行政、民間の福祉サービス\*提供者を含め、同じ地域に暮らすみなさんが支え合い、力を合わせて自分達が住んでいるまちを暮らしやすくするように取り組んでいくことです。



\*福祉サービス…子育てや高齢者、障がいのある方などに対する支援や事業

### あなたご自身（ご本人）についてお聞きします。

問1 あなたの性別についてお答えください。（どちらかの番号に○）

1. 男
2. 女

問2 あなたの年齢についてお答えください。（平成29年1月1日現在の満年齢）（1つの番号に○）

1. 18～19歳
2. 20～29歳
3. 30～39歳
4. 40～49歳
5. 50～59歳
6. 60～64歳
7. 65～74歳
8. 75歳以上

問3 あなたの家族構成についてお答えください。（1つの番号に○）

1. 一人暮らし
2. 夫婦のみ
3. 親子のみ
4. 親子と祖父母（曾祖父母）
5. 親子と祖父母（曾祖父母）とその他（おじ、おば等）
6. 親子とその他（おじ、おば等）
7. その他（ ）

問4 あなたの世帯の状況についてお答えください。（あてはまるすべての番号に○）

1. 子育てをしている
2. 介護が必要な高齢者と同居している
3. 介助が必要な障がいのある方と同居している
4. 1～3 に該当しない
5. その他（ ）

問5 あなたの住んでいる地区（小学校区）はどこですか。（1つの番号に○）

1. 亀山西小学校区
2. 亀山東小学校区
3. 亀山南小学校区
4. 昼生小学校区
5. 白川小学校区
6. 神辺小学校区
7. 井田川小学校区
8. 川崎小学校区
9. 野登小学校区
10. 関小学校区
11. 加太小学校区
12. わからない



問6 亀山市に何年くらいお住まいですか。(1つの番号に○)

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 1. 20年以上(生まれてからずっと) | 2. 20年以上(転入して以来) |
| 3. 10~19年           | 4. 5~9年          |
| 5. 3~4年             | 6. 2年以下          |

あなたの日常生活のことについてお聞きします。

問7 近隣の人とは、どの程度付き合いをしていますか。(1つの番号に○)

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1. 日頃から助け合っている | 2. 気の合った人とは親しくしている |
| 3. あいさつはする     | 4. ほとんど付き合いがない     |
| 5. その他( )      |                    |

問8 あなたは、現在、地域とのつながりを感じていますか。(1つの番号に○)

1. 感じている
2. 今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある
3. 感じていない
4. わからない

「2. 今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある」又は「3. 感じていない」と答えた方にお聞きします。

【問8-1】その理由は何ですか。(あてはまるすべての番号に○)

1. 人づきあいがなく孤独感を感じるから
2. 家族や親戚が近くにいないから
3. 経済的な困難があるから
4. 災害などのとき支援してくれる人がいないから
5. 病気やケガなどの緊急事態に支援してくれる人がいないから
6. 健康、障がい、介護などの問題を抱えているが、誰にどのように相談すればよいかわからないから
7. 近隣住民、友人との間に問題を抱えているから
8. その他( )

問9 ふだんの暮らしの中で、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。

(あてはまるすべての番号に○)

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1. 自分の健康に関すること  | 2. 家族の健康に関すること   |
| 3. 介護に関すること     | 4. 仕事に関すること      |
| 5. 近所付き合いに関すること | 6. 生きがい・将来に関すること |
| 7. 住まいに関すること    | 8. 収入や家計に関すること   |
| 9. 子どもに関すること    | 10. 災害に関すること     |
| 11. その他( )      |                  |
| 12. 特になし        |                  |

問 10 あなたは悩みや不安、困ったことがあるとき、誰に相談していますか。(あてはまるすべての番号に○)

- |                                     |              |               |
|-------------------------------------|--------------|---------------|
| 1. 家族・親族                            | 2. 近所の人      | 3. 友人・知人      |
| 4. 福祉委員                             | 5. 民生委員・児童委員 | 6. 自治会長       |
| 7. 行政（市役所など）                        | 8. 医療機関      | 9. 学校や保育所、幼稚園 |
| 10. サービス提供事業所の職員（ケアマネジャー、ホームヘルパーなど） |              |               |
| 11. その他（<br>）                       |              |               |

12. 相談していない

問 10 で「12. 相談していない」と答えた方にお聞きします

【問 10-1】なぜ、相談していないのですか。(あてはまるすべての番号に○)

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 他人に頼らずに、自分で解決したい     | 2. 信頼できる人・相談できる人がいない |
| 3. 顔見知りの人に相談するのは気まずい    | 4. 他人を家の中に入れたくない     |
| 5. なんとなく相談しづらい          | 6. 今までに困ったことがない      |
| 7. どこに（誰に）相談したらよいか分からない |                      |
| 8. その他（<br>）            |                      |

問 11 あなたは福祉に関してどのような情報を得たいですか。(あてはまるすべての番号に○)

（福祉サービスとは、子育てや高齢者、障がいのある方などに対する支援や事業のことをいいます。）

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 1. 福祉サービスの種類           | 2. 福祉サービスの利用方法      |
| 3. 福祉サービスの利用に係る費用      | 4. 福祉サービスの相談窓口      |
| 5. 保育や子育てに関する情報        | 6. 福祉ボランティアに関する情報   |
| 7. 各種の福祉講座や教室、講習会の開催状況 | 8. 就労に関する情報         |
| 9. 就学に関する情報            | 10. 社会福祉施設などのサービス内容 |
| 11. 健康に関する情報           | 12. その他（<br>）       |
| 13. 特に得たい情報はなし         |                     |

問 12 あなたは自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。(1つの番号に○)

- |               |            |              |
|---------------|------------|--------------|
| 1. 十分できている    | 2. 大体できている | 3. あまりできていない |
| 4. ほとんどできていない | 5. わからない   |              |

問 13 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるすべての番号に○)

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 1. 市の広報紙「広報かめやま」     | 2. 市のホームページやフェイスブック       |
| 3. 社会福祉協議会の「社協だより」   | 4. 社会福祉協議会のホームページやフェイスブック |
| 5. 市役所（支所）の窓口        | 6. 社会福祉協議会の窓口             |
| 7. 自治会の回覧            | 8. 民生委員・児童委員              |
| 9. 新聞・雑誌             | 10. ケーブルテレビ・ラジオ           |
| 11. 友人や近所の人          | 12. インターネット               |
| 13. その他（<br>）        |                           |
| 14. どこで入手すればよいか分からない |                           |

自治会などの地域活動・ボランティア活動についてお聞きします。

問 14 あなたは、自治会などの地域活動に参加していますか。(1つの番号に○)

- |                             |   |          |
|-----------------------------|---|----------|
| 1. 活動している                   | → | 問 14-1 へ |
| 2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある | → | 問 14-4 へ |
| 3. 活動したことはないが、今後活動したい       |   |          |
| 4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う    | → | 問 14-5 へ |

問 14 で「1. 活動している」と答えた方にお聞きします

【14-1】どの程度活動をしていますか。(1つの番号に○)

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 1. 積極的に活動している    | 2. ときどき活動している |
| 3. 誘われた時だけ活動している |               |

【14-2】どのような活動をしていますか。(あてはまるものすべての番号に○)

- |               |                             |             |
|---------------|-----------------------------|-------------|
| 1. 自治会の活動     | 2. 地域まちづくり協議会 (地区コミュニティの活動) |             |
| 3. 子ども会の活動    | 4. スポーツクラブの活動               | 5. 老人クラブの活動 |
| 6. 自主防犯・防災の活動 | 7. その他 ( )                  |             |

【14-3】どのような目的で活動していますか。(1つの番号に○)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1. 地域をよりよいものにしたい | 2. 隣近所とのふれあいを求めて |
| 3. 自分自身の向上のため    | 4. 近所づきあいなどで仕方なく |
| 5. その他 ( )       |                  |
| 6. 特に理由はない       |                  |

問 14 で「2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある」  
「3. 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします

【問 14-4】現在活動していない理由は何ですか。(1つの番号に○)

- |                     |               |             |
|---------------------|---------------|-------------|
| 1. 自治会などに入っていない     | 2. 引っ越して間もない  | 3. 時間がない    |
| 4. 仕事などの都合で機会がない    | 5. 参加方法がわからない | 6. 体調がすぐれない |
| 7. 割り当てがある時だけ活動している | 8. その他 ( )    |             |

問 14 で「4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う」と答えた方にお聞きします

【問 14-5】今後も活動しないと思う理由は何ですか。(1つの番号に○)

- |                 |               |          |
|-----------------|---------------|----------|
| 1. 自治会などに入っていない | 2. 時間をとられたくない | 3. 面倒だから |
| 4. 他人と関わりたくない   | 5. 実益がない      |          |
| 6. その他 ( )      |               |          |

問 15 あなたはボランティア活動をしていますか。(1つの番号に○)

- |                             |   |                 |
|-----------------------------|---|-----------------|
| 1. 活動している                   | → | 問 15-1 へ        |
| 2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある |   |                 |
| 3. 活動したことはないが、今後活動したい       | → | 問 15-3 へ        |
| 4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う    | → | 問 15-4 (次ページ) へ |

問 15 で「1. 活動している」「2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある」と答えた方にお聞きします

【問 15-1】 どのようなボランティア活動をしていますか。(していましたか。)  
(あてはまるものすべての番号に○)

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 子育てや児童に関わる活動       | 2. 青少年の教育・育成に関わる活動 |
| 3. 高齢者に関わる活動          | 4. 障がいのある方に関わる活動   |
| 5. 健康づくり・医療に関わる活動     | 6. 自然や環境活動に関わる活動   |
| 7. スポーツ・文化・レクリエーション活動 | 8. まちづくりに関わる活動     |
| 9. 防犯、防災に関わる活動        |                    |
| 10. その他 ( )           |                    |

【問 15-2】 ボランティア活動をはじめた主なきっかけは何ですか。(1つの番号に○)

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 1. 生きがいを求めて            | 2. 余暇の時間ができたので            |
| 3. 市の広報等行政の発行する情報誌を見て  | 4. 本、マスコミ、インターネットから興味を持った |
| 5. ボランティア団体等の広報誌を見て    | 6. 仕事上の付き合いから             |
| 7. 活動している人たちを見たり、話を聞いて | 8. 学校・大学などのサークル活動から       |
| 9. 学校や職場の勧めで           | 10. 友人・知人に誘われて            |
| 11. 必要に迫られて            |                           |
| 12. その他 ( )            |                           |

問 15 で「3. 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします

【問 15-3】 今後どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。(1つの番号に○)

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 子育てや児童に関わる活動       | 2. 青少年の教育・育成に関わる活動       |
| 3. 高齢者に関わる活動          | 4. 障がいのある方に関わる活動         |
| 5. 健康づくり・医療に関わる活動     | 6. 自然や環境保護に関わる活動         |
| 7. スポーツ・文化・レクリエーション活動 | 8. まちづくりに関わる活動           |
| 9. 防犯、防災に関わる活動        | 10. 特に決めていないが、何か社会貢献がしたい |
| 11. その他 ( )           |                          |

問 15 で「4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う」と答えた方にもお聞きします

【問 15-4】 活動しない主な理由は何ですか。（1つの番号に○）

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 1. 時間をとられたくない                | 2. 仕事が忙しい   |
| 3. 他の人に任せておけばよい              | 4. 体調がすぐれない |
| 5. 興味がない                     | 6. 実益がない    |
| 7. 家族の理解がない                  | 8. 面倒だから    |
| 9. その他（                    ） |             |

すべての方がお答えください

問 16 地域の中でボランティア活動をすすめていく上で、必要な条件はどのようなことだとお考えですか。  
（3つまで番号に○）

1. 時間的、経済的にゆとりがあること
2. 家族に病人や、乳幼児など**介護・介助を必要とする人**がいないこと
3. 家族の理解が得られること
4. 自分が健康であること
5. 共に活動する仲間や友人がいること
6. 経費（活動費）の支援があること
7. 活動の内容が自分の趣味や特技を生かせる場であること
8. 自分が活動したいと思う団体が熱心に取り組んでいること
9. 自分に対する理解や、支持・賞賛が得られること
10. 行政が福祉活動を積極的に援助すること
11. ボランティア講座など、知識や技術を学べる機会や体験の機会があること
12. ボランティア活動の中で生きがいや充実感があること
13. その他（                    ）

**災害時における助け合いについてお聞きします。**

問 17 東海地震や東南海地震等の発生が予測される中で、災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思えますか。  
（3つまで番号に○）

- |                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| 1. 災害対策の学習会                  | 2. 日頃からのあいさつ、声かけや付き合い |
| 3. 地域での避難訓練                  | 4. 危険箇所の把握            |
| 5. 地域における援助体制の構築             | 6. 地域の災害時要援護者*の把握     |
| 7. 要援護者に対する情報伝達体制の構築         | 8. 災害ボランティアの育成        |
| 9. その他（                    ） |                       |

※災害時要援護者…災害時に、必要な情報を把握し、災害から自らを守るための行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

問 18 被災後の生活において、あなたは誰を頼りにしますか。（あてはまるすべての番号に○）

1. 家族・親族
2. 近所の人
3. 友人・知人
4. 自主防災組織（自治会など）
5. 社会福祉協議会
6. 行政（市役所など）
7. 民生委員・児童委員
8. サービス提供事業所の職員（ケアマネジャー、ホームヘルパーなど）
9. その他（ ）
10. 頼りにする人がいない

福祉教育についてお聞きします。

問 19 学校の中で福祉教育を取り入れるにあたり、どのような方法が有効だと思いますか。

（3つまで番号に○）

1. 通学路のゴミ拾い
2. 街の中の花壇の整備
3. 福祉施設の見学
4. 車イスの使い方や手話・点字などの講習
5. 高齢者や障がい者（児）等の交流
6. 小さな子どもたちの遊び相手
7. 福祉施設で働く人の話を聞く
8. 地域で活用しているボランティアの話を聞く
9. 高齢者や障がい者等の体験談を聞く
10. その他（ ）

問 20 子どもたちの福祉の心を育てるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。

（2つまで番号に○）

1. 学校でひとつの活動を継続的に行う
2. できるだけたくさんの体験活動を学校で行う
3. 土日や放課後にも体験活動ができる体制を作る
4. 自治会やまちづくり協議会（地区コミュニティ）などが行う活動に、子どもたちを積極的に参加させる
5. 子ども会が行う活動に子どもたちを積極的に参加させる
6. 親が家庭で福祉について子どもと話し合う
7. その他（ ）
8. わからない

地域の課題についてお聞きします。

問 21 あなたは、地域での助け合い支え合いの活動について、どのようにお考えですか。

（あてはまるものすべての番号に○）

1. 困っているときはお互いさまだから、活発にしたい
2. 家族や親せきで何とかしたいと思うので、活動には参加したいとは思わない
3. 手助けしてもらうことや手助けすることに抵抗感がある
4. ふだんつきあいがないので、考えにくい
5. 参加したいと思うが、困っている人にどの程度までかかわればよいのかわからない
6. 公的なサービスを充実すべき
7. 興味がない
8. その他（ ）

**問 22** 地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となることはどのようなことと思いますか。 (あてはまるものすべての番号に○)

1. 近所付き合いが減っていること
2. 自治会などの活動に参加しにくい雰囲気があること
3. ひとり親家庭、障がい者家庭への偏見があること
4. 外国人との交流ができていないこと
5. 他人に干渉されプライバシーが守られないこと
6. 日中に地域を離れている人が多いこと
7. 地域に関心のない人が多いこと
8. 地域活動への若い人の参加が少ないこと
9. 地域での交流機会が少ないこと
10. 助け合い、支え合いは必要ないと思うこと
11. その他 ( )

**問 23** あなたはお住まいの地区の生活環境をどのようにお考えですか。  
(以下の各項目について、それぞれ1つの番号に○)

項目	大変良い	良い	ふつう	悪い	大変悪い
例	1	2	3	4	5
①自然環境の豊かさ	大変良い	良い	ふつう	悪い	大変悪い
①自然環境の豊かさ	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い
②防犯（犯罪の少なさ）	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い
③防災（防災組織や避難所）	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い
④交通の利便性	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い
⑤道路の安全性・歩きやすさ	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い
⑥買い物の便利さ	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い
⑦病院・診療所の利用しやすさ	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い
⑧公的施設等のバリアフリー	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い
⑨住民同士のふれあいや交流	1 大変良い	2 良い	3 ふつう	4 悪い	5 大変悪い



**問 24** 高齢者が社会参加しやすいようにするために、地域として取組みべきことは何だと思いますか。  
(2つまで番号に○)

1. 地域の人の見守りや助け合い
2. 介護者や介護を必要とする人への支援
3. 病院への通院などの際の外出支援
4. 生きがいづくりへの支援
5. 退職後の再就職を行うための支援
6. 地域と高齢者との交流の機会（サロン活動等）
7. 災害時の助け合い
8. その他（                      ）

**問 25** 子育てについて考えたとき、地域として取り組むべきことは何だと思いますか。（2つまで番号に○）

1. 子育てグループなどの自主的な活動の連携
2. 子育てについて学習する場の充実
3. 子育てを支援するボランティアの育成
4. 地域の子どもへ見守りと声かけ
5. 子ども会などへの親の積極的な参加の促進
6. 学校や学童保育所などとの連携
7. 子どもの安全のための地域のパトロール
8. 子ども同士が遊べる機会の充実
9. 子どもやその保護者などが集える場づくり（サロン活動など）
10. その他（                      ）

**問 26** 障がいのある人が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いますか。（2つまで番号に○）

1. 障がいのある人とない人の交流（サロン活動など）
2. 障がいのある人の個性や能力に対する理解
3. 地域の人の見守りや助け合い
4. 介護者や介護が必要とする人への支援
5. 病院への通院などの際の外出支援
6. 趣味や余暇活動への支援
7. 災害時の助け合い
8. 障がいのある人への就労支援
9. その他（                      ）

**問 27** 生活困窮者自立支援制度をご存知ですか。

1. どんな制度か大体わかっている
2. どんな制度か少しわかっている
3. 聞いたことはある
4. 聞いたこともない

生活困窮者自立支援制度とは  
平成27年4月から、生活困窮者の生活全般にわたる困りごとの相談窓口を亀山市社会福祉協議会に設置し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行っています。



**問 28** 亀山市における以下の項目について、どれくらい満足していますか。また、その取組みをどれくらい重要とお考えですか。（満足度と重要度それぞれ1つの番号に○）

項目	満足度				重要度			
	満足	やや満足	やや不満	不満	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
例 ①在宅福祉を支えるサービスの充実	1	2	3	4	1	2	3	4
①在宅福祉を支えるサービスの充実	1	2	3	4	1	2	3	4
②健康や生きがいづくりへの支援	1	2	3	4	1	2	3	4
③ボランティアやNPOなどの市民活動への支援	1	2	3	4	1	2	3	4
④住民がお互いに助け合えるまちづくり	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤個人の自立を支援するためのサービスの充実	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥保育所・幼稚園・学校などにおける福祉教育	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦福祉サービスに関する情報提供	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧気軽に相談できる人・場の充実	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨気軽に集まれる場の充実	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩その他（ ）	1	2	3	4	1	2	3	4

**福祉委員・民生委員・児童委員や社会福祉協議会についてお聞きします。**

**問 29** 福祉委員をご存知ですか。（1つの番号に○）

1. どのような活動をしているか大体わかっている
2. どのような活動をしているか少しわかっている
3. 聞いたことはあるが、どのような活動をしているかはわからない
4. 聞いたこともない

福祉委員とは  
高齢者や障がい者、子育て中の親子など、援助が必要な方や家族に対して、民生委員児童委員や自治会などの住民組織と連携し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。

**問 30** 民生委員・児童委員をご存じですか。（1つの番号に○）

1. どのような活動をしているか大体わかっている
2. どのような活動をしているか少しわかっている
3. 聞いたことはあるが、どのような活動をしているかはわからない
4. 聞いたこともない

民生委員・児童委員とは  
地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人です。  
厚生労働大臣からの委嘱のもと、住民の健康状態・生活状態を把握して必要な援助を受けられるようにしたり、福祉サービス提供者との連携調整を行っています。

**問 31 亀山市社会福祉協議会をご存知ですか。（1つの番号に○）**

1. どんな活動をしているか大体知っている
2. どんな活動をしているか少し知っている
3. 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない
4. 聞いたこともない

社会福祉協議会とは  
社会福祉法に基づき設置されている民間組織であり、地域のさまざまな福祉問題を地域住民と協力して解決を図ることを目的として活動しています

**問 32 亀山市社会福祉協議会に対してどんな事業を望みますか。（3つまで番号に○）**

1. 社会福祉に関する総合的な相談・援助活動
2. 社会福祉に関する情報提供活動の実施
3. ボランティア活動の支援・講座の開催
4. ボランティアの派遣調整・ボランティア活動の相談
5. 福祉教育・啓発活動の実施
6. 子育て支援に関わる活動
7. 近隣での見守り（助け合い）事業
8. 地域福祉コーディネーターとしての活動
9. 災害ボランティアセンターなど防災に関する活動
10. 生活困窮時の相談や支援
11. 成年後見制度の相談や日常生活自立支援事業
12. その他（ ）
13. わからない

日常生活自立支援事業とは  
判断能力が十分でない方と契約を結び、日常生活等の管理や、定期訪問による生活変化の察知などを行う

成年後見制度とは  
判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申し出て、援助してくれる人を付けてもらえる制度

◎福祉のまちづくりを進めるため、あなたの地域の今後のあるべき姿（こうあってほしいなど）について、ご自由にご記入ください。

-----  
-----  
-----

◎亀山市の良いところはどんなところだと思いますか。ご自由にご記入ください。

-----  
-----  
-----

◎地域の中で困っていることは何ですか。ご自由にご記入ください。

-----  
-----  
-----

ご協力ありがとうございました。

## 第2次亀山市地域福祉計画 団体ヒアリングリスト

番号	団体名	代表者	備考
	<b>【面 談】</b>		
1	亀山市社会福祉協議会	榎谷 英一	地域福祉全般
2	亀山市自治会連合会	小河 明邦	地域活動
3	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議	鈴木 壽一	地域活動
4	亀山市子ども会育成連絡協議会	仲野 和徳	子ども
5	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	佐野 満枝	地域福祉
6	亀山市老人クラブ連合会	久留原 進	高齢
7	亀山市婦人会連絡協議会	久山 光子	地域活動
8	ボランティア連絡協議会	明石 澄子	地域福祉
9	亀山保護司会・亀山更生保護女性会	山田 孝玄 久保田 智子	地域活動
10	亀山市障害者福祉協会	西川 浩	障がい
11	亀山市母子寡婦福祉会	馬路 美子	母子・父子
	<b>【郵送 又は 手渡し】</b>		
	(亀山市ボランティア連絡協議会 構成団体)		
1	清和友の会	石河 豊	高齢
2	亀山点訳友の会・関点訳友の会	小野 善忠 北崎 登美子	障がい
3	在宅ネットワーク愛里寿	阿久根 保子 明石 澄子	高齢
4	亀山ロマンチカ	宮村 照子	高齢
5	福祉サポート隊	波田 雅二	障がい
6	たんぽぽ	佐野 秀子	高齢
7	こでまり	菅 真仔	高齢・障がい
8	亀山自助具の会	足立 勇	高齢・障がい
9	たすけあいクラブ	渡辺 重和	高齢・障がい
10	カラオケボランティアローズ	原 幸子	高齢
11	亀山市シルバー人材センター	安藤 定紀	高齢
12	亀山市食生活改善推進協議会	小林 文子	健康づくり
13	かぼちゃの会	田中 政子	高齢、障がい
14	みっくすドロップ	服部 さおり	子ども
15	つくしの家ボランティアサークル	高本 真貴子	障がい
16	亀山国際交流の会	田中 義雄	外国人との交流
17	子育て支援「かめのこ」	伊藤 栄子	子ども
18	亀山朗読奉仕会	谷口 倫子	障がい
19	亀山バリフタウン推進の会	渡邊 佐智男	高齢・障がい
20	安心を備える女性の会 CEF	山口 淳子	防災
21	災害通信ボランティアネットワーク亀山	小林 進	防災
22	亀山市保育園・こども園連絡協議会	今村 泉	子ども
23	かめやま障害児者を支える会	石田 智子	障がい
24	亀山おもちゃの病院	植田 恵昭	子ども
25	かみきりむしの会	市川 兼三	子ども
26	NPO法人 夢想会 夢想工房	佐野 健治	障がい
27	NPO法人 ぽっかぽかの会	浜野 芳美	障がい
28	Let's スポーツわくわくらぶ	上田 佳士	総合型スポーツ
29	ENJOYスポーツかめ亀クラブ	小林 茂	総合型スポーツ

# 地域福祉計画策定のための調査票

平成28年12月

本市では、公的なサービスはもとより、地域のみなさまの助け合い、支えあいによって、誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、『地域福祉計画』を策定しております。この計画は、今年度で計画期間の終了を迎えます。

『地域福祉計画』は、地域のみなさまの意見を踏まえ、地域の特性にあったまちづくりを地域住民・事業所・行政等が協働して進めるための計画であり、次期の計画策定にあたり、地域で活動されている様々な団体の方のご意見を伺いたと思います。

つきましては、本調査票に貴団体が日ごろ問題と思っていることや感じていることなどをご記入ください。ご多忙のことと存じますが、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

**※該当する項目についてのみご回答いただければ結構です。**

本調査票は、平成29年1月16日（月）までに地域福祉室までに郵送で返信してください。

亀山市健康福祉部地域福祉室

電話 (0595)84-3311 FAX (0595)82-8180

## ・団体名称、主な活動内容と実施状況について

団体名称

主な活動内容（主な活動内容のほか、貴団体の具体的な取り組みなどもご記入ください。）

## ・貴団体が活動を始めるきっかけとなったことは何ですか。

- ・貴団体の会員数は、5年前と比較して **【下記のいずれか1つに○を付けてください。】**
  - ① 1割以上増加している。    ② わずかに増加している。
  - ③ 1割以上減少している。   ④ わずかに減少している。    ⑤ 増減は無い
  - ⑥ その他（                                    ）

・貴団体が活動を行っている中で問題となっていることがあればご記入ください。

・今後も貴団体が活動を続けていくためにどのようなことが必要だと思いますか。

・貴団体において人材の育成についてどのようなことが必要だと思いますか。

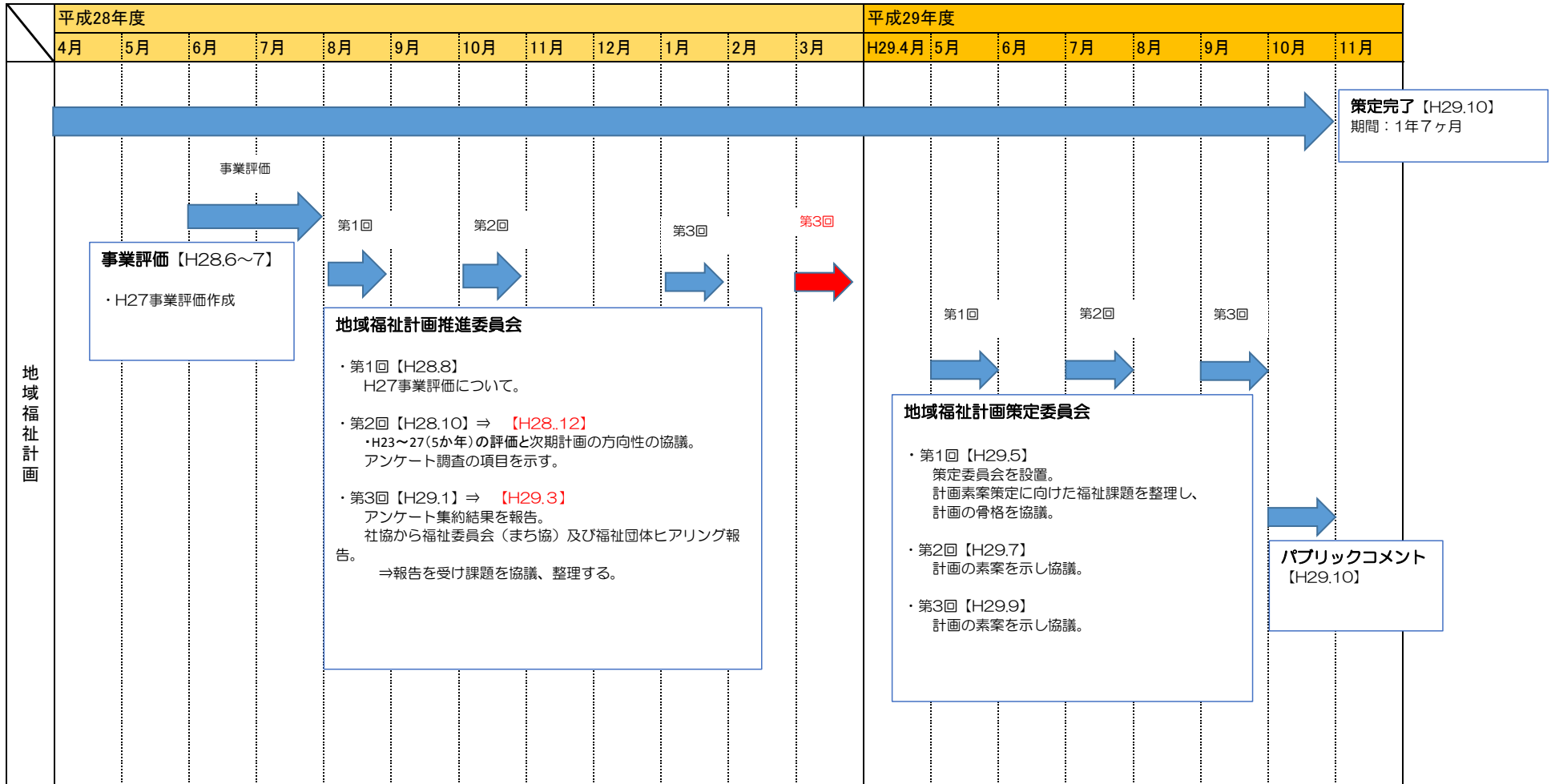
・他の様々な活動をしている団体等との連携をどのようにしていますか。また、今度、地域で活動している団体と連携していく上で、実施したいことはありますか。

・今後、地域での助け合い・支え合いを進めていく上で、必要なことは何だと思えますか。

・その他「地域福祉」全般について、ご意見等がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。また、後日、内容についてご確認させていただくことがあるかもしれませんが、その際はご協力をよろしく申し上げます。

## 第2次地域福祉計画 策定スケジュール(案)



## 平成 28 年度第 2 回 亀山市地域福祉計画推進委員会 議事概要

開催年月日： 平成 28 年 12 月 12 日（月） 午後 1 時

開催場所： 亀山市総合保健福祉センター 2 階 研修室

出席者： 8 名

川村久美子 不破爲和 蒔田勝義 明石澄子 佐野満枝 鈴木壽一  
古川鉄也 佐久間利夫

欠席者： 駒谷みどり

定刻になり事務局は、本日の委員 9 名のうち 8 名の出席があり、過半数に達しており、有効に成立した旨を告げ、開会を宣す。

### 事項書 1 あいさつ

### 事項書 2 委員長及び副委員長の選出について

10 月 2 日で委員の任期が満了となったため、新たに委員を委嘱。委嘱状については後日の郵送とさせていただきます。  
委員長に蒔田勝義さん、副委員長に鈴木壽一さんを選出し、了解をいただきます。

### 事項書 3 亀山市地域福祉計画の評価について

資料に基づき、施策の内容と行政の取り組みについての施策評価を事務局から説明

委員長：課題・改善点など詳しく書いてもらっていますが、何かご質問、ご意見をお願いします。

委員：従前の計画については、課題は書いてありますが施策は記載がなかったです。今後新たな地域福祉計画を作るときには、施策も書いた方が良いでしょうと思います。

また評価について、7 ページの平成 23～27 年度の取組のなかで、学習支援事業のことが書いてありますが、そこで「生徒延べ 22 人が受講した」と記載がありますが主要事業のシートでは世帯となっているので、誤りかと思われまます。確認をお願いします。



評価の課題・改善点は、主語がなく時には行政であったり社協であったりと曖昧になっています。今後計画の策定の過程で主語が誰であることを明確にしないと、誰が取り組むものなのかが分かりません。特に1ページの最後のところで、まちづくり協議会のことが書かれていますが、この中の「地域まちづくり協議会での福祉委員会の位置付けをはじめとして、自治会との地域福祉分野での協働や役割分担を明確にすることが必要である」とありますが、市が行うのか、まち協でお願いするのかといった役割について、地域づくり支援室と協議されたかどうか分かりませんが、調整が必要だと思います。

社協のことが書いてあるところで、4ページの福祉教育のことがありますが、すでに2年前から事業を行っています。今後新たに始まる地域福祉活動計画の中でさらに何をやっていくのかということになるので、書き込みにあたっては考えてほしいです。

8ページの成年後見のところの課題・改善点で「社会福祉協議会では対象者の増加に対応できるよう、専門職員の人材の確保や人件費の確保が必要」と記載がありますが、理事会ではこのような発言をしていません。2カ年の試行的な取り組みとして今後どうしていくか行政とも考えていきたいという発言をしているので整理をお願いします。

委員長：いろいろご意見をいただきましたので、事務局からお願いします。

事務局：第1次の計画については、どれが施策でどれが現状と課題なのかも分かりづらいものでした。第2次の計画の中では、施策と事業をきちんとすみ分けて記載したいと考えています。

主語がないというご指摘ですが、主に行政が取り組むということで記載させてもらいました。社協が取り組んでもらっているものについても追記をしており、分かりにくくなってしまいました。

学習支援事業については、主要事業の施策評価で人数ではなく世帯でしたので改めさせていただきます。

成年後見については、行政として今後成年後見を必要とされる方が増えると予想する中で、現在の社協さんの体制では人手が足りないと思い書いたものです。理事会のことは聞いてなかったもので、訂正させていただきます。

福祉協力校ですが、今年度モデル地区として神辺小学校を指定して事業をされており、今後も事業を展開して行ってもらえると思い記載したものです。2年前から事業をされており、どのように今後事業を広めていくかは社協さんの考えということであれば修正をさせていただきます。

平成28年5月にまちづくり協議会が新たに設立されたことを受けて、福祉委員会の位置付けなど、自治会と行政とまちづくり協議会が、役割、協働について話し合いの場をもつ必要があるということで記載しましたが、地域づくり支援室とは協議をしていないので整理をしていきたいと思えます。

委員：表が見にくいです。A4の用紙で上に施策の内容がきて、下にと組や課題などを記載し、1ページごとにまとめてもらった方が良いでしょう。施策の内容も計画の冊子のページに記載してほしいです。

関係団体等が協力していくのは分かるが、具体的にどうしていきたいのかが書かれていないので分かりません。

また、平成27年度から始めた事業も書かれており、課題や改善点を出すまでの経過途中なのではないでしょうか。

総合計画の策定の方にも関わっていますが、先般あらかじめ出来上がってきたものを市長にも提出しています。その中に福祉計画も入っているので、整合性を図るべきです。

委員：先ほど発言した主語がないという話で、主に行政ということであれば、行政については主語を書かなくてよいですが、社協やまち協等、行政でないものについては、はっきりと主語を書かないと理解できないと思うので、策定までには明記をお願いしたいと思います。また関係部署とは調整されていないということですので、調整されたうえで現状と課題を整理してほしいです。

事務局：地域福祉計画を作るにあたっては、庁内の関係部署や関係団体とも調整をしていかなければいけないと思っていますが、今のところ完全にできていなくて申し訳ないです。この会議で皆様のご意見をお聞きしながら完成させていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

委員長：主語の関係、関係機関との調整、ぜひお願いします。

委員：8ページの最後に「小規模児童養護施設の設置を進めていく」とありますが、地域福祉の課題・改善点ではないと思います。ここに住む児童と地域がどのように共生していけるかという視点が地域福祉の視点であるので、子ども総合センター長とも協議して改善点を書いてほしいです。

委員：5ページのボランティア活動の推進についてですが、平成22年度に

計画を作成した時には、ボランティアポイント制度というものを始めていこうということが書いてありました。ボランティアを無償ではなく何かポイントでできたらということで活動をしていたところへ、市民活動応援制度が始まったため、ボランティアポイント制度は凍結した状態となっています。しかし、以前に比べ団体活動が難しくなっている時代だと思います。若い人たちなど個人が活動しやすいようにポイント制度も1つの方法だと思います。ボランティアの多様化、ちょっとボランティアをしたい人もいますので、ポイント制度をなくしてしまうのではなく、市民活動応援制度とは違うものとして、使いやすい制度にする見直しが必要です。

サロン活動についても増えてきていますが温度差があります。ちょっとしたことでの助け合いに対してポイント制のような御褒美があると張り合いがでると思います。

委員長：すぐにとというのは難しいと思いますが、事務局どうですか。

事務局：市民活動応援制度についても検証しながら進めている状況です。ボランティアポイント制度についてもその検証を待ちながら新たな制度設計をしていく必要があると思います。

委員：はじめて委員になり出席しました。事前に資料を送っていただきましたが分かりにくいです。特に4ページある方の資料の地域福祉計画はいつのものなのですか。

また具体的に説明してほしいところがいくつかあります。

まず、4ページ綴りの方の3ページ、一番下の5番「コミュニティ・ビジネスの可能性を検討し普及啓発につなげます」とは具体的にどういうことですか。

1ページの上段2番で、地区コミュニティや自治会のことは記載がありますがまち協はどうなっているのですか。下段の10番「総合型地域スポーツクラブ」とはどういうものなのか説明をお願いします。

事務局：この地域福祉計画は23年度から27年度のもので、「総合型地域スポーツクラブ」については計画の本冊の38ページの下の方に注釈があります。地域住民の主導で運営されるスポーツクラブで世代を超えて楽しむ、誰でも参加できるクラブが2団体あります。またコミュニティ・ビジネスについては32ページの下段になります。地域の課題からビジネスにつなげていくしくみづくりというものです。

委員：具体的に亀山市でそういうものはありますか。

事務局：今のところ具体的なものはありません。

委員：総合型地域スポーツクラブは、亀山市では2つあります。レッツスポーツわくわくクラブとエンジョイスportsかめ亀クラブです。

3ページの下の方ですが、すべての市民の人がいつまでも元気でやっていくために、スポーツクラブだけでなく、体育協会やレクリエーション協会の活動も取り入れていった方が良いと思います。

まちづくり協議会は地区によって活動がまちまちです。民生委員・児童委員、福祉委員の位置付けをまち協できちんと認識してもらえるように、行政の方から指導してほしいです。民生委員さんも仕事が分かっていない人もいますので、研修を行ってもらい、まち協の中でも活動していただくことが必要だと思います。

委員：7ページの上段、具体的な取組で「民生委員・児童委員と緊密な連携協力を行うなど行政と地域が一体となった相談体制を充実します」とありますが、取組や課題・改善点が出ていない状況なので、提案や議論をしてもらったらいいかと思います。

委員：以前、愛知県の刈谷市に視察に行ったときに、小学校区のまち協のようなところにその地区ごとに専門職がいました。福祉が進んでいていいなと感じました。亀山市でもモデル地区を作ってやってもらえるといいかと思います。

委員長：人がいるかいないかでは随分違います。豊中市でも人を置きました。名張市でも今年からやろうとしています。

委員：まち協によって名前は違いますが、福祉委員会などの部会があります。民生委員さんが研修に行ってもそういった集まりの場で情報交換がなされていないことがあります。お互い情報交換が大切です。

委員：民生委員の任期は3年ですが、1期で辞める人もいて交代が早いです。民生委員の意識や取組で地区の福祉部会の受け止め方が変わってきます。民生委員さんは研修を積んで頑張してほしいと思います。

委員：9月にあった県の民生委員の大会の会長の話で、早くに辞めていく人もたくさんいますが、そういう方が地域で福祉の活動されるのでマイナスばかりでないという話をされ、そういう考え方もあるのかと感心しました。

#### 事項書4 アンケート調査について

資料の比較表、アンケート調査票に基づき、計画当初の22年度のアンケート、25年度の間アンケートとの変更点等を事務局から説明

委員長：赤字部分について、中間アンケートからの変更点と新たに加えた質問項目について説明がありましたが何かご意見等があればお願いします。

委員：最初のページの上から4行目「今年度で計画期間の終了を迎える」と記載すると計画自体が終わるととらえられるので「より福祉を推進するため」といった前向きな言葉に変えた方が良いと思います。

委員長：11ページの問32、成年後見制度と日常生活自立支援事業の書き順がその下の説明と反対になっているので、「11. 日常生活自立支援事業や成年後見制度の相談」と入れ替えた方が見やすいです。

委員：配布時期ですが、年末をまたぐと回収率が低くなる可能性があるのでは一考できるかどうかを聞きたいです。また「地域」が付く計画は市ではこれだけだと思うので、追加で項目を増やしてほしいです。月間福祉に載っていた他市でのアンケートですが、読み上げると、「福祉活動での地域の支え合い活動と言ったときにあなたが最初に思い浮かべる地域の範囲はどれですか。」というものです。亀山市の場合だと、「新しい亀山市、旧の亀山市、関町、まち協区分、自治会、その他」というくらいの区分で、どの区分を地域と思い浮かべられるかというのを知るのもいいと思います。

事務局：スケジュール的に1カ月半ほど遅れてきています。回答期間も取りたいので、できたら12月からアンケートを行いたいです。

委員：問2の年齢構成が60歳代から5歳刻みになっていますが何か意味があるのですか。

事務局：前のアンケートと比較できるように変えていません。

委員：すでに行った2回のアンケートを受けて、もっと深く知りたいものについて新たに加えたのか、それとも新たに項目を作ったのですか。

事務局：問27については、制度が平成27年度から新たに始まったものなので項目を作っています。問22については地域の課題ということで少し掘り下げた項目となっています。

委員長：先ほどでた「地域のとらえ方」の質問は、問21・22に地域の課題が出てくるので、このあたりに質問を入れるといいと思われます。

委員：アンケートの中で難しい言葉の説明が入っているのはとてもいいと思います。まちづくり協議会についても知らない人はたくさんいます。どこかに説明を入れてもらいたいと思うのですが。

委員：問15-2のボランティアを始めたきっかけで、「余暇の時間ができた」の余暇はどういうことですか。また問16の「家族に病人や、乳幼児などがないこと」とありますが「家族に介護・介助を必要とする人がいないこと」としてほしいです。こういった条件がそろってなくてもボランティアをやっている人はたくさんいます。このアンケートを見て、ボランティアはこういう条件がそろわないとできないと思われると困ります。

委員：余暇について辞書を引いてみると、自由な時間と書いてあるのでそれに変えた方がいいのでは。

事務局：地域の範囲については、校正し直してなんとか入れたいと思います。

委員長：日程的には今後のスケジュールもあるので皆さんにご了承を願うということをお願いします。

## 事項書5 団体ヒアリングについて

事務局：団体のヒアリングは中間アンケートでは実施していませんが、初回の計画策定時には行っています。団体ヒアリングリストのとおり11団体との面談を1月から2月にかけて行いたいと考えています。郵送又は手渡しとして29団体に調査票の回答をお願いします。

「地域福祉計画策定のための調査票」を事務局から説明

委員長：団体ヒアリングについて何かご意見がありましたらお願いします。

委員：郵送で返信してもらうに当たって、団体あてにお正月にかけてこういうものを送るのは失礼なのではないですか。団体については少し遅らせた方がいいと思います。

3ページの質問で、「地域で活動している団体と連携」「地域での助け合い」「地域福祉全般」といった抽象的な内容となっています。5年前のアンケートでは想定されているような回答はあったのですか。非常に回答しづらいように感じます。事務局が想定しているような回答がくるようにもう少し具体的な内容にした方がよいと思います。

事務局：日程については、団体数の数が少ないので集計にもあまり時間がかからないため、1月に入って1月末までということで行うこともできると思います。

委員：団体が調査票を回答するにあたって、それぞれの会員を集めて意見を集約する会議をする場合、必要な団体には調査票を部数コピーして送ってもらえるとやりやすいです。また、活動実績などの資料も出してもらおうとアピールの場合になるのでは。

委員長：それはそれとして、このアンケートは計画策定のために団体がどういう課題をもっているかが知りたいということです。

委員：目的別のボランティア活動団体の方は、地域の福祉活動と多くを交わっていない団体もあり、地域の課題と言われてもあまりピンとこないのではないかという心配があります。

委員長：団体のやっていることによってそういう団体もあると思います。

委員：ほとんどの団体は会則があります。団体に会則を求めたらほとんど書いてあるので会則を出してもらうのはどうですか。

事務局：あえて会則は出してもらわずに、会則の中から抜き出して記入してい

ただきたいと考えています。

委員長：各団体の活動事例集を作るのが目的ではないので、団体がどういうことで発足し、今どういう課題があるかというのが分かれば良いと思います。地域とのつながりは書ける団体と書けない団体があります。3ページについては前回のを参考に、より具体的な回答をしてもらえるように検討してもらおうということをお願いします。

## 事項書6 その他

スケジュール（案）に基づき事務局から説明

事務局：スケジュールについて、第2回の委員会が、10月の予定が本日になりましたので修正を、第3回が1月から3月に予定変更ということで了解をいただきたいと思います。

委員：1つお願いです。亀山市地域福祉計画推進委員会要綱ですが、第3条第2項第（4）号の社会福祉協議会の職員として委員に出ていますが、この職員を代表者に変えてほしいです。

委員長：他に全体を通じて何かありませんか。いろいろご意見をいただきありがとうございます。できるところは修正をして次につないでいきたいと思っています。

事務局：本日の議事概要をまとめ、委員の皆さんにご確認いただいた後、亀山市ホームページに掲載しますので、よろしく願いいたします。

次回の委員会の開催は、来年3月の予定です。来年度からは計画の策定委員会ということで、構成員も少し変えて、団体ももう少し増やしたいと案を作成中です。

委員長はここで閉会を宣し、解散した。時に午後3時00分。